

小笠原村 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

小笠原村

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	対象施設の範囲	2
第2章	村の概要	3
1	村の概要	3
1)	位置・面積	3
2)	土地利用における規制	4
2	人口動向	18
1)	人口、世帯数	18
2)	年齢階層別人口	18
3)	将来人口推計	19
3	財政状況	20
1)	歳入	20
2)	歳出	21
第3章	公共施設等の現状及び将来の見通し	22
1	公共施設等の現状	22
1)	建築物	22
2)	インフラ	33
2	将来費用の見通し	37
1)	将来費用の試算条件	37
2)	建築物	40
3)	インフラ施設	41
4)	過去5年間の普通建設事業費	42
5)	将来費用のまとめ	43
3	課題のまとめ	44
1)	地域の課題	44
2)	公共施設等の課題	44
3)	将来費用の見通し	45
第4章	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	46
1	基本方針	46
1)	基本原則	46
2)	基本方針	47
2	目指す姿（目標）	48

第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	49
1	建築物	49
1)	市民文化系施設	49
2)	社会教育系施設	50
3)	スポーツ・レクリエーション系施設	51
4)	産業系施設	53
5)	学校教育系施設	55
6)	子育て支援施設	56
7)	保健・福祉系施設	57
8)	医療施設	58
9)	行政系施設	59
10)	住宅施設	61
11)	供給処理施設	63
12)	その他	64
2	インフラ施設	65
1)	道路	65
2)	橋りょう	65
3)	トンネル	65
4)	公園	66
5)	上水道	66
6)	下水道	66
7)	情報通信（光ケーブル）	67
第6章	フォローアップの実施方針	68
1	進行管理	68
2	推進体制	68
3	情報管理及び共有方策	69
1)	情報管理	69
2)	情報共有	69
3)	その他の方策	69

第1章 計画の概要

1 計画の目的

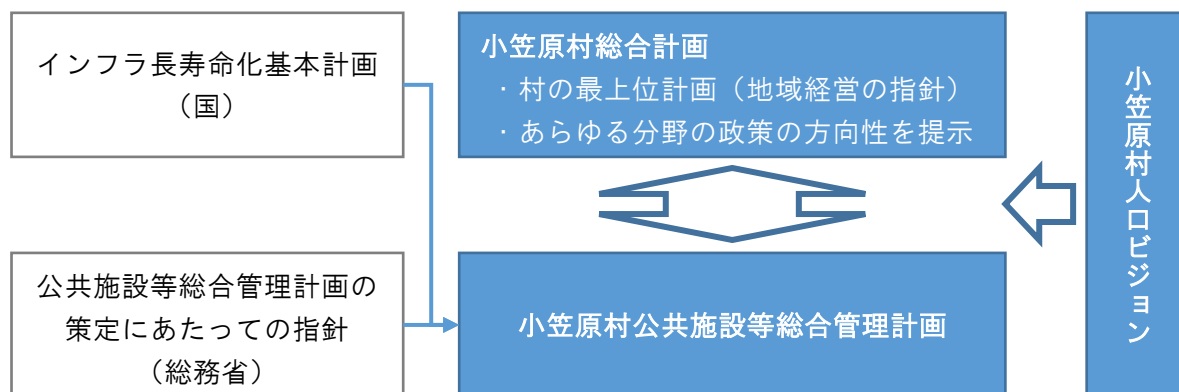
全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本村においても厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少や村民ニーズの変化等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

本公共施設等総合管理計画（以降、本計画という。）は、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置及び効果的・効率的な利活用を実現するための方向性を示すことを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、国が平成25年11月に公表した「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の一体的なマネジメントの方向性を示すものとして策定しました。

今後、本計画は村の最上位計画である総合計画における各分野の政策と整合を図りつつ、公共施設等全般に係る方向性を推進するための指針となります。



3 計画の期間

第4次小笠原村総合計画に示す30年後の目標像の実現へ向け、本計画の計画期間は平成29年度から平成58年度までの30年間とします。

4 対象施設の範囲

本村は、建築物とインフラの資産を保有しており、下表に示す公共施設等を本計画の対象とします。

建築物には、学校など学校教育系施設や村役場など行政系施設、し尿処理場などの供給処理施設などがあります。

インフラには、道路、橋りょう、トンネル、公園、上水道、下水道、情報通信基盤があります。

■対象施設一覧

区分	大分類	中分類	主な施設
建築物	市民文化系施設	村民施設	交流センター、村民会館
	社会教育系施設	郷土資料施設	ロース記念館
	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	商工観光会館、レストハウス、休憩施設
		体育施設	運動場
	産業系施設	産業施設	陶芸小屋、特産品開発普及センター、海洋センター、亀解体場
		公共交通関連施設	村営バス車庫・営業所
	学校教育系施設	教育施設	小学校、中学校
	子育て支援施設	保育園	保育園
	保健・福祉系施設	福祉施設	地域交流施設、地域福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、有料老人ホーム
	医療施設	診療施設	診療所
	行政系施設	庁舎施設	村役場、支所、情報センター
		消防・防災施設	消防車庫、防災備蓄倉庫、防災無線中継所
	住宅施設	村民住宅施設	村営住宅
		医師住宅施設	医師住宅
		厚生施設	職員住宅
	供給処理施設	し尿処理施設	し尿処理場、中継ポンプ場
		清掃施設	クリーンセンター、埋立処分場処理施設、リレーセンター
	その他	火葬場施設	火葬場
		便所	便所（母島北港・東港・南崎、父島夜明山）
		硫黄島施設	硫黄島平和祈念会館、硫黄島平和祈念公園
インフラ	道路	道路	
	橋りょう	橋りょう	
	トンネル	トンネル	
	公園	公園施設	大根山公園休憩舎
		公園	公園（広場）
	上水道	浄水施設	浄水場、ポンプ場、水道倉庫
		上水道	管路、水源ダム、配水池
	下水道	下水道	管路
	情報通信基盤	光ケーブル	通信網

第2章 村の概要

1 村の概要

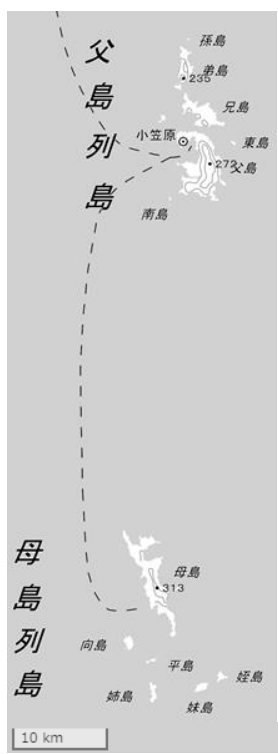
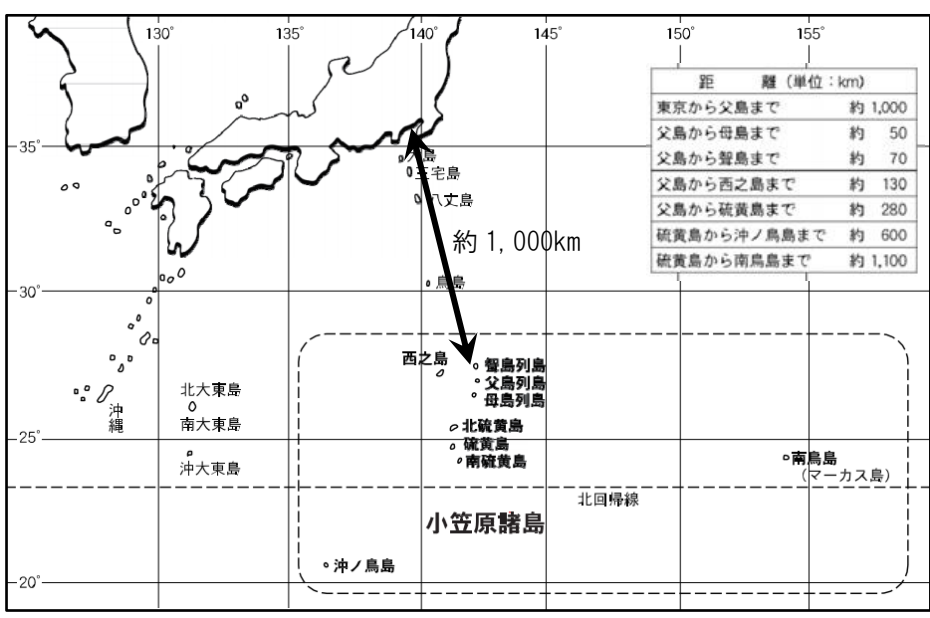
1) 位置・面積

本村は、東京から約 1,000km 南に位置する父島列島、母島列島、聳島列島・火山列島（硫黄列島）に加え、わが国最東端の南鳥島、最南端の沖ノ鳥島を含む約 30 の島々から構成されています。

本村の島々のうち、定住者がいる島は父島・母島の 2 島です。本計画で対象とする村の公共施設のほとんどがこの 2 島にあります。（硫黄島には 2 つの施設を保有しています。）

父島の面積は本村の面積の 22.5%、母島は 19.1% を占めており、2 島で本村の面積の約 4 割を占めています。

■本村の位置図



出典：「管内概要 平成 27 年版」（東京都小笠原支庁、平成 28 年 3 月）

■父島・母島及び本村総面積

項目（範囲）	面積（k m ² ）	割合（％）
父島	23.45	22.5
母島	19.88	19.1
その他	61.02	58.5
本村総面積	104.35	100.0

出典：「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）

注：平成 27 年 10 月 1 日時点の面積。

四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。

2) 土地利用における規制

(1) 国立公園等

本村は、昭和 47 年 10 月に国立公園に指定され、平成 21 年 11 月に公園区域及び公園計画の変更を経て、優れた自然や景観の保存が図られています。また、森林生態系保護地域にも指定されており、森林生態系の維持や動植物の保護が行われています。

国立公園区域は、父島の西町・東町・清瀬・奥村地域や扇浦地域と、母島の沖港周辺地域の主な集落を除く地域のほぼ全島が指定されており、都市生活を行うために活用できる範囲は非常に限られています。

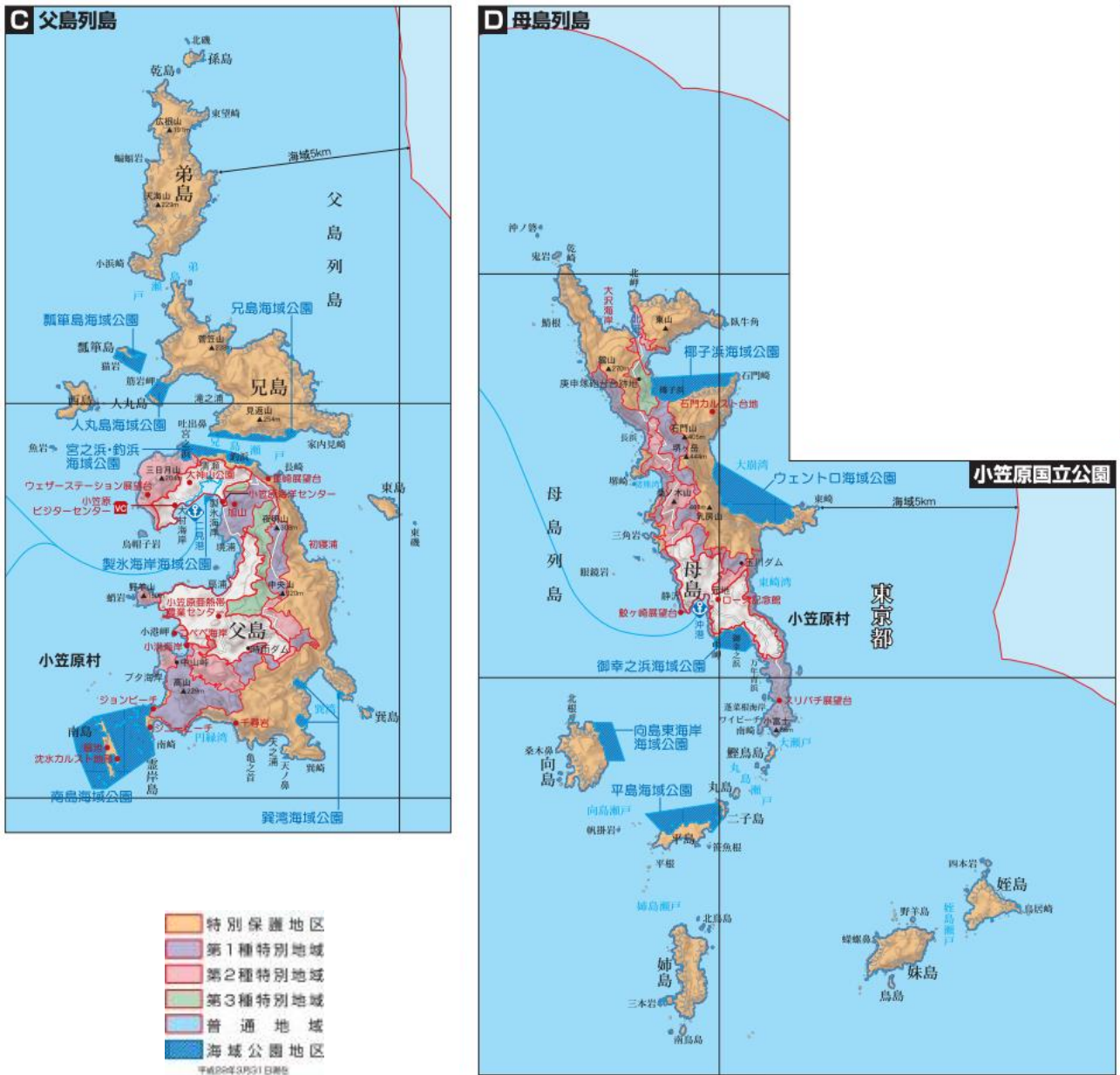
国立公園区域内は、工作物（住宅、道路等）を新築し、改築し、または増築するにあたり自然公園法に基づく届出が必要です。公園区域の区分ごとに対象となる行為や規制の内容は異なっており、概要は下表のとおりです。

■自然公園の区分と行為規制

区分		内容	行為規制
特別地域	特別保護地区	原生状態を保持	許可制 (規制内容は、 地域で異なる)
	第 1 種特別地域	現在の景観を極力維持	
	第 2 種特別地域	農林漁業活動について努めて調整	
	第 3 種特別地域	通常の農林漁業活動は容認	
海域公園地区		海域の景観を維持	届出制
普通地域		風景の維持を図る	

父島と母島の公園区域図を次ページに示します。

■小笠原国立公園 地種区分図



出典：一般財団法人 自然公園財団 ウェブサイト
<http://www.bes.or.jp/parkmap/files/14-ogasawara.pdf>

(2) 世界自然遺産

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月 29 日に国内 4 番目となる世界自然遺産として登録されました。

「世界遺産推薦地小笠原諸島管理計画」及びその具体的な行動計画である「生態系保全アクションプラン」に基づき、関係行政機関（管理機関）を中心に小笠原諸島に係わる全ての関係者が協力し、小笠原の自然環境の保全・管理に取り組んでいます。

国立公園同様、主な集落を除く地域のほぼ全島が指定されています。

開発行為に関しては、厳格な協議が必要となり、その概要は下表のとおりです。

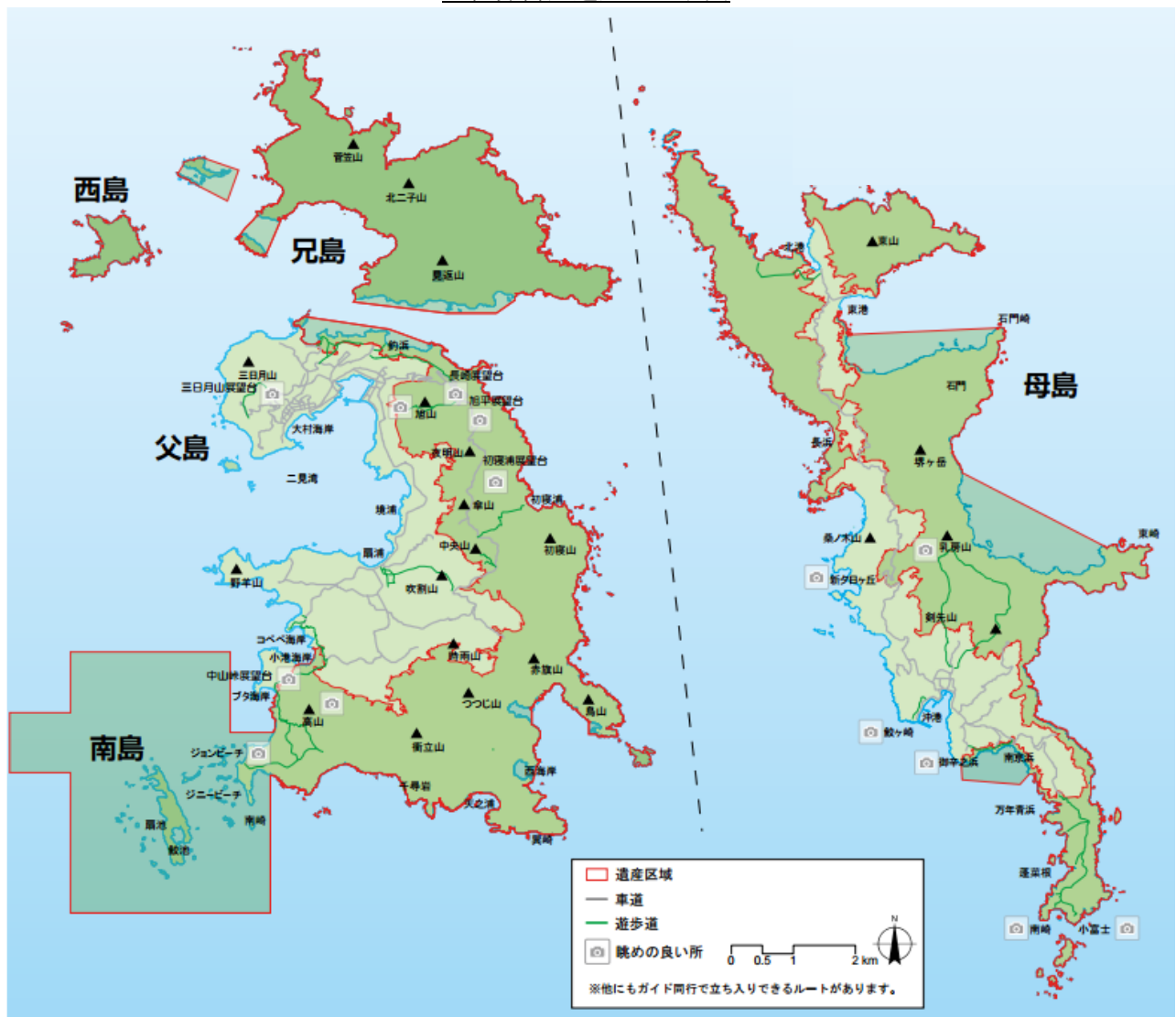
■世界遺産委員会からの要請・奨励事項

要請事項	1 侵略的外来種対策を継続すること 2 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。
奨励事項	1 資産における海域公園地区を更に拡張することを検討すること。 2 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究及びモニタリング計画を策定、実施すること。 3 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。 4 観光による影響を管理するため、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。

出典：「世界遺産委員会の決議文」

父島と母島の世界自然遺産の登録区域図を次ページに示します。

■世界自然遺産の区域図



出典：「世界自然遺産 小笠原諸島」パンフレット（小笠原村総務課企画政策室、平成 23 年 6 月）
<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/wp-content/uploads/sites/2/2014/10/pamphlet.pdf>

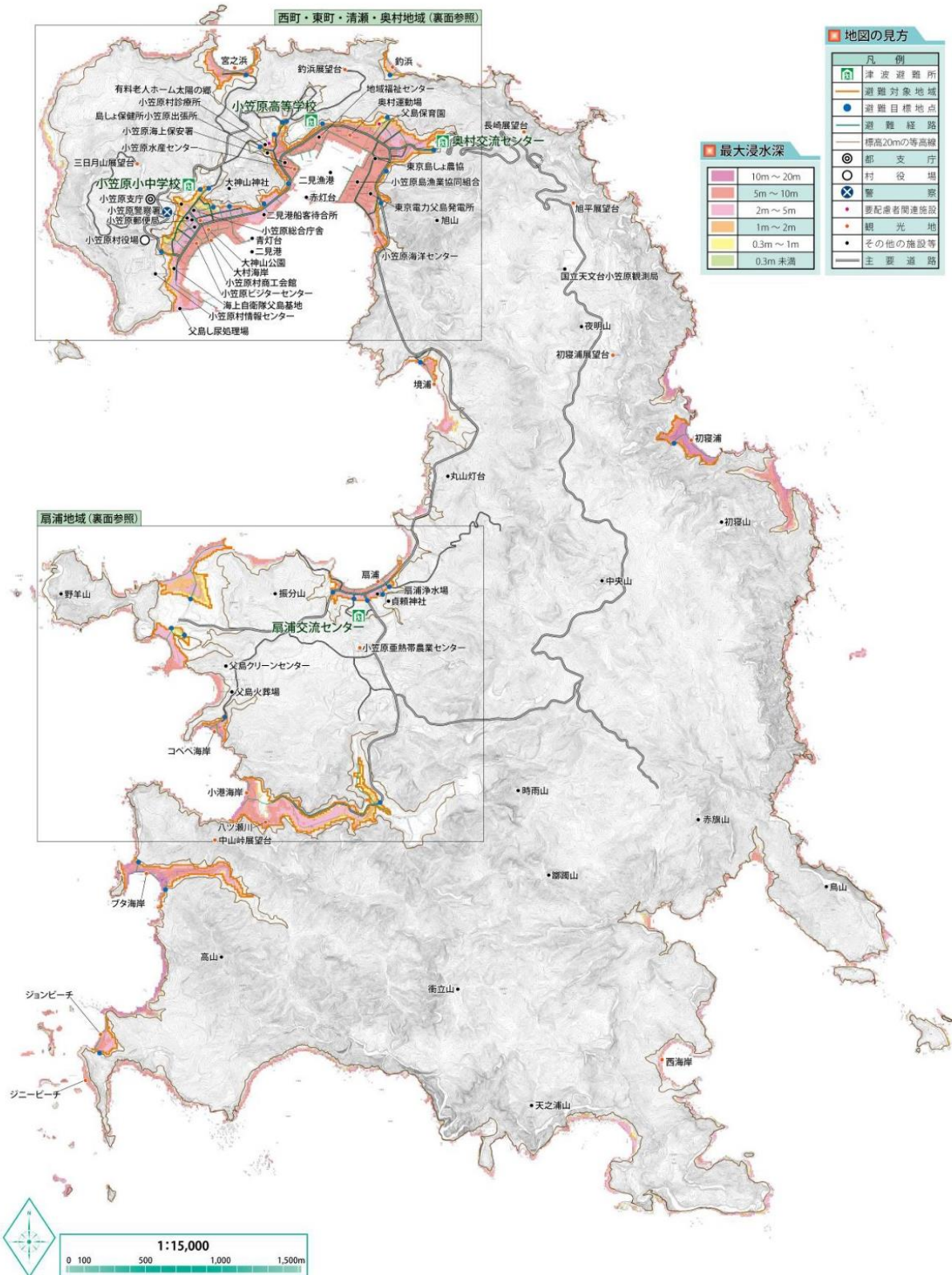
(3) 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域とは、想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲のことです。平成 25 年 5 月に東京都が公表した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」による津波浸水調査（想定地震：南海トラフ巨大地震）の津波浸水シミュレーションに基づいています。

父島の西町・東町・清瀬・奥村地域や扇浦地域と、母島の沖港周辺地域の主な集落に津波浸水想定区域が存在しています。

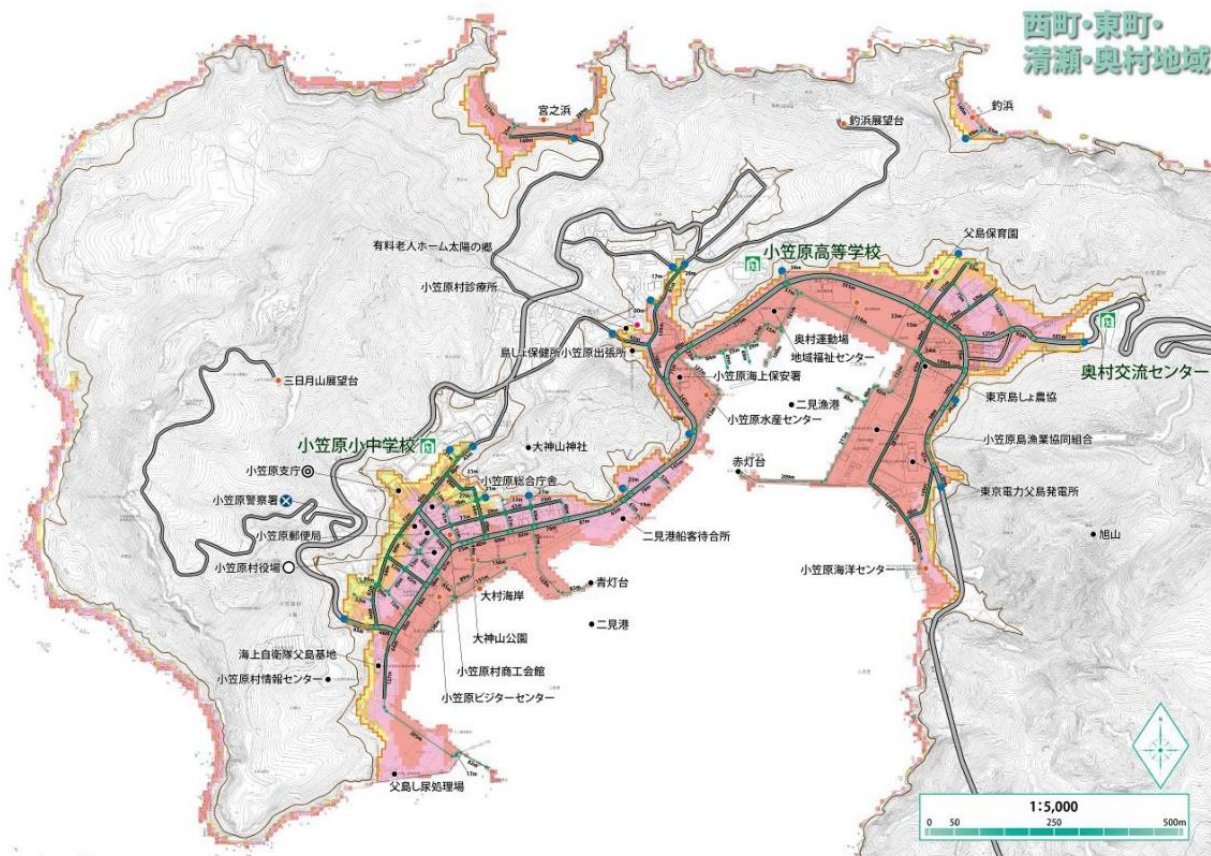
次ページに、父島・母島の津波浸水想定区域を示します。

【父島全体図】

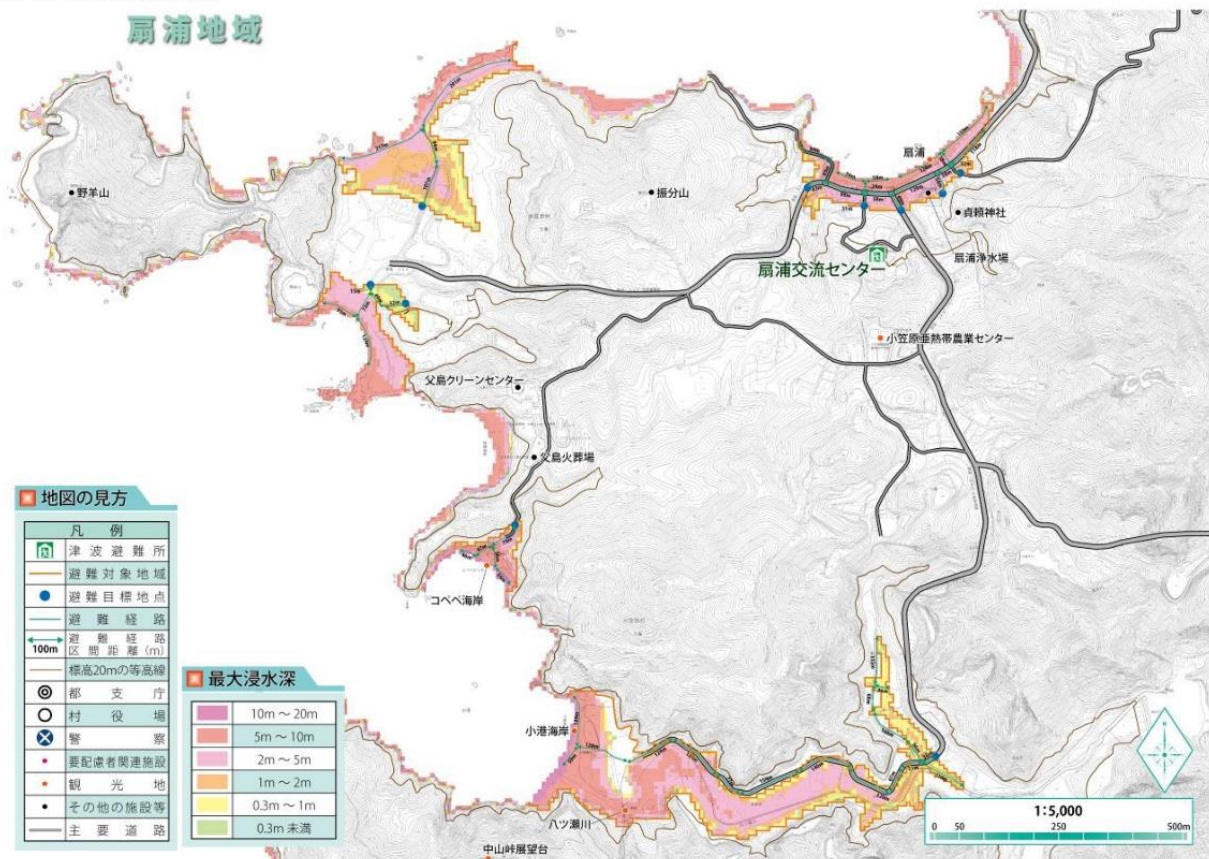


出典：「小笠原村津波避難計画（平成28年5月）」

【父島西町・東町・清瀬・奥村地域】



【父島扇浦地域】



出典：「小笠原村津波避難計画（平成28年5月）」

最大浸水深

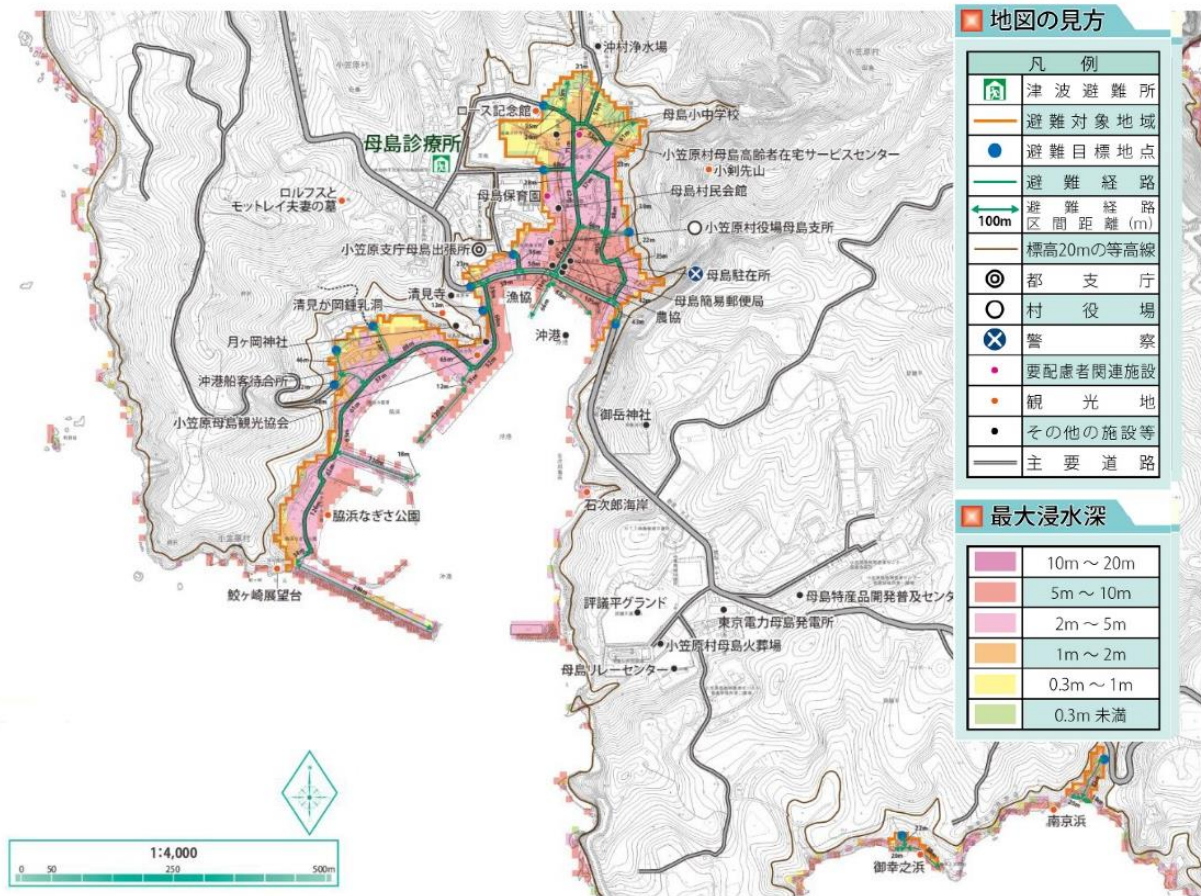
10m ~ 20m
5m ~ 10m
2m ~ 5m
1m ~ 2m
0.3m ~ 1m
0.3m 未満

1:15,000

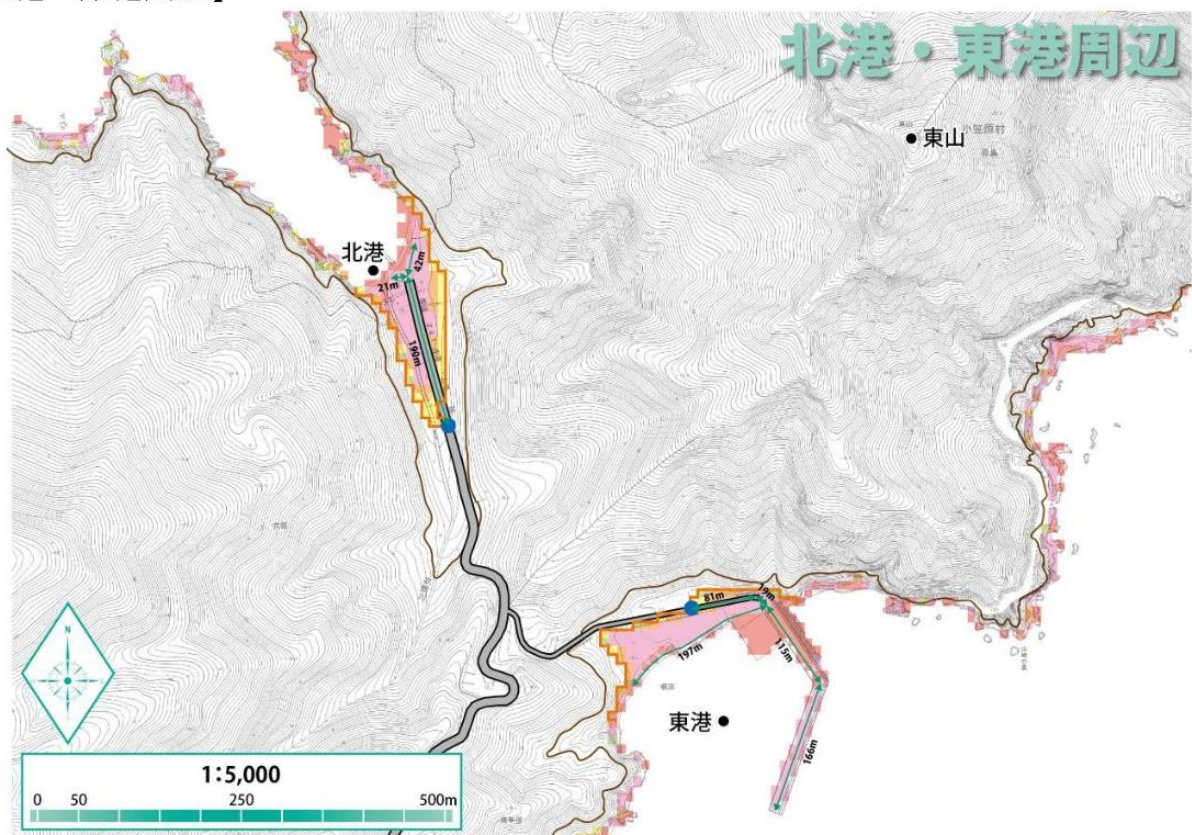
0 100 500 1,000 1,500m

11

【沖港周辺】



【北港・東港周辺】



出典：「小笠原村津波避難計画（平成28年5月）」

(4) 土砂災害危険箇所

土砂災害には、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」の3つがあります。これらの被害が生じる危険のある箇所を「土石流危険区域(溪流)」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」と呼んでおり、この3つを総称したものが「土砂災害危険箇所」です。

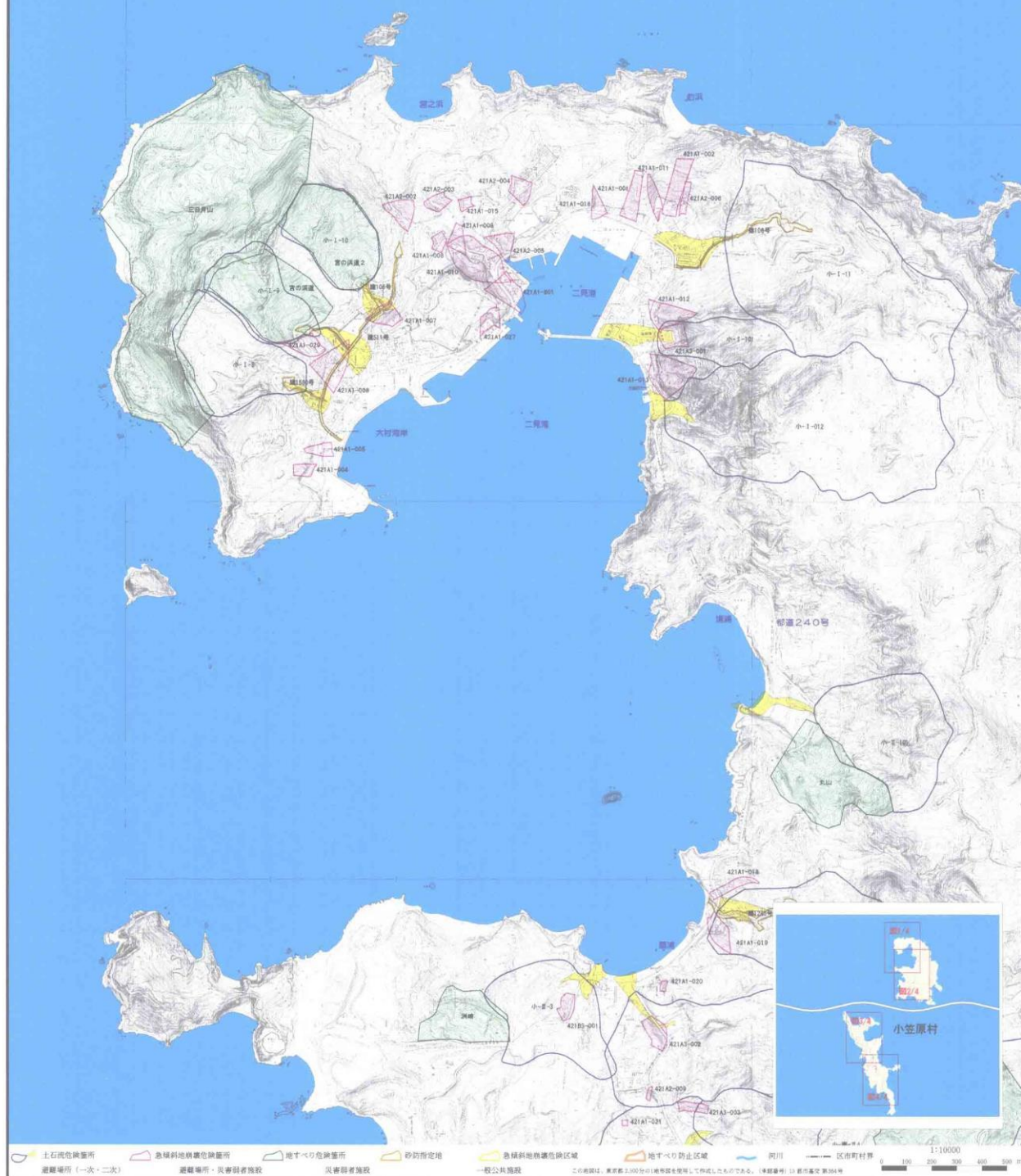
なお、土砂災害危険箇所は、法に基づき指定される区域(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)とは異なり、調査結果を周知することで、自主避難の判断や市町村の行う警戒避難体制の確立に役立てることを目的としています。

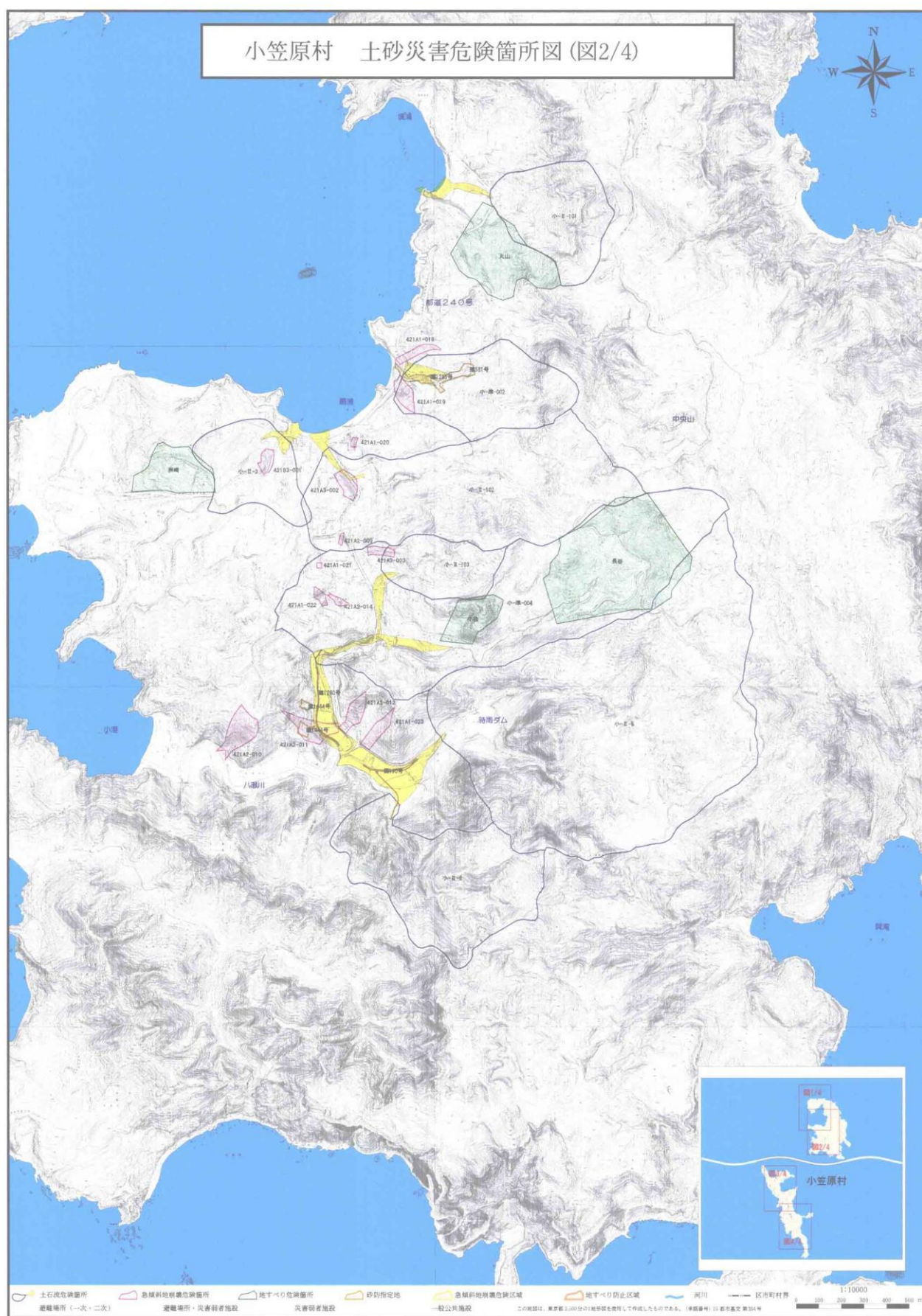
父島の西町・東町・清瀬・奥村地域や扇浦地域と、母島の沖港周辺地域の主な集落の山側には土砂災害危険箇所が存在しています。

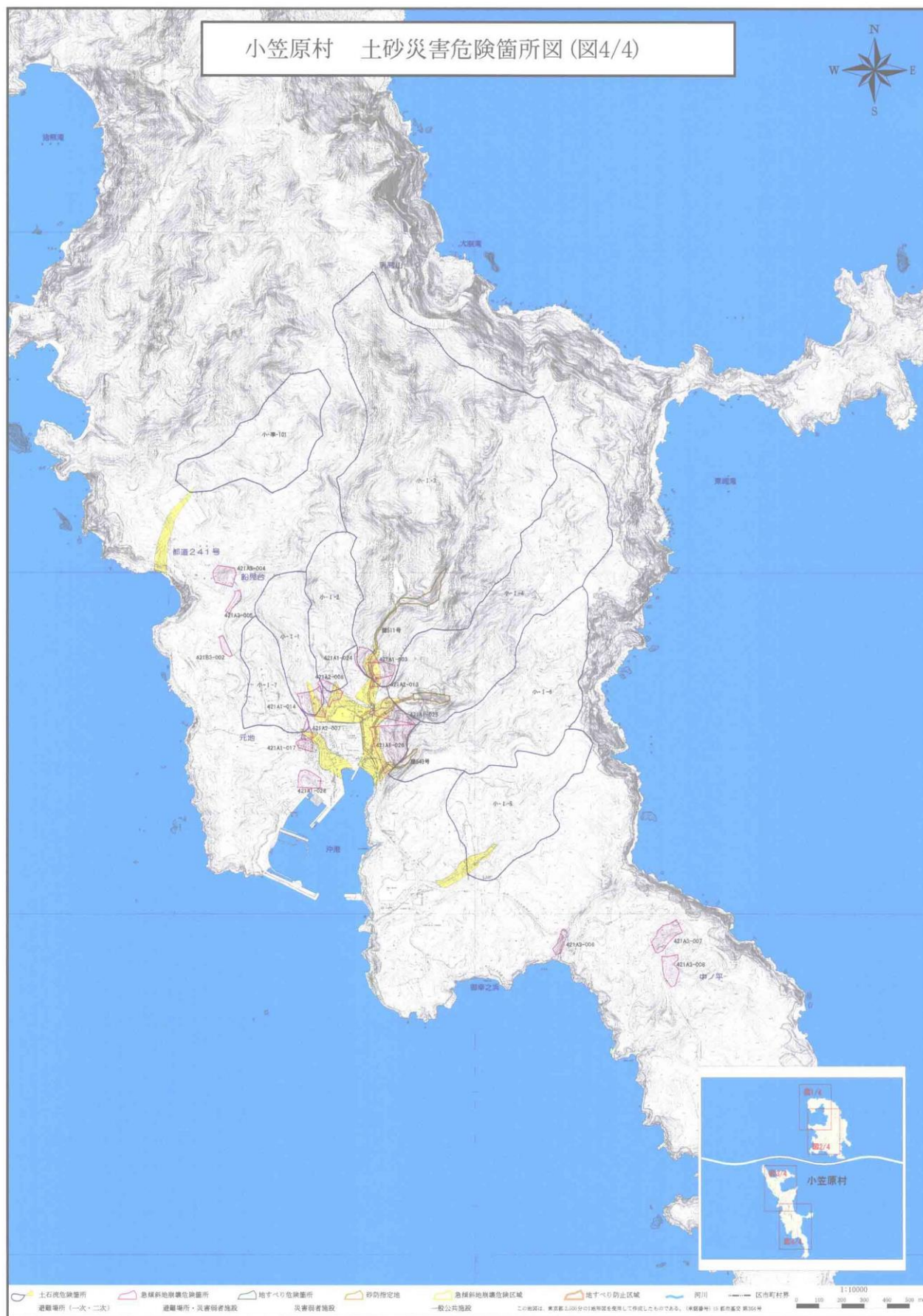
東京都が土砂災害危険箇所に関して調査中(平成28年度～平成29年度)であり、平成30年度に結果が公表される予定です。

■土砂災害危険箇所の概要

区分	名称	概要
土砂災害危険箇所	土石流危険区域(溪流)	溪流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある溪流
	地すべり危険箇所	空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する恐れがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与える恐れのある範囲
	急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地及び近接地
法に基づき指定される区域	砂防指定地	砂防法に基づき、国土の保全のため、下流域への土砂の流出を防ぐための砂防設備を設置する必要のある土地、及び山地の荒廃を防止するため施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却等の行為を禁止若しくは制限する必要がある土地を指定
	地すべり防止区域	地すべり等防止法に基づき、地すべり災害から国土の保全と民生の安定を図るため、地すべりを起こしている土地又は地すべりを起こす恐れがきわめて大きい土地を指定 施設の新設又は改良に関する行為等を制限
	急傾斜地崩壊防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地(斜面の勾配が30度以上)でがけ高5m以上の崩壊する恐れがあり、保全対象人家戸数が5戸以上の(5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のある)地区の周辺を指定 ため池、用水路等の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造等を制限





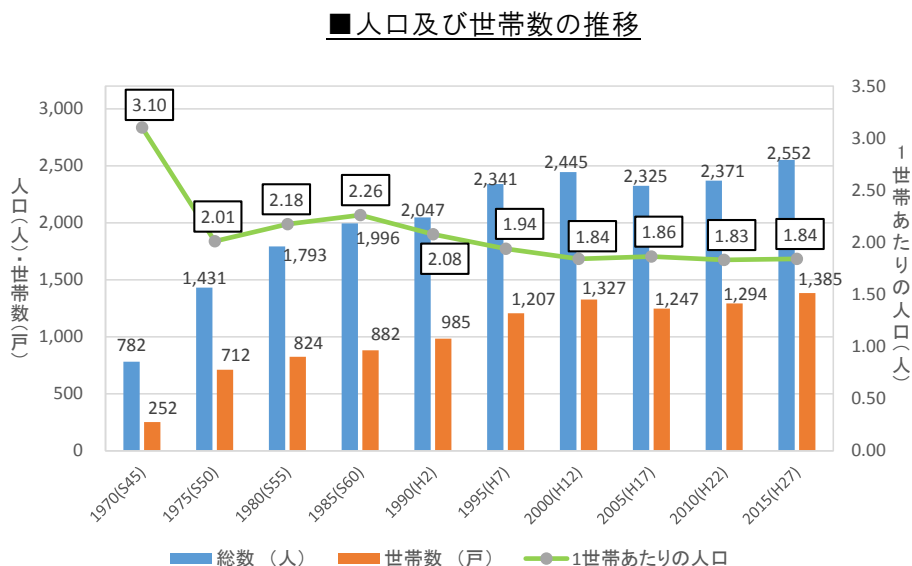


2 人口動向

1) 人口、世帯数

本村の人口は平成 27 年現在 2,552 人で、平成 12 年をピークに減少した後横ばいとなっています。

なお、父島、母島の人口はそれぞれ 2,091 人（82%）、461 人（18%）となっています。



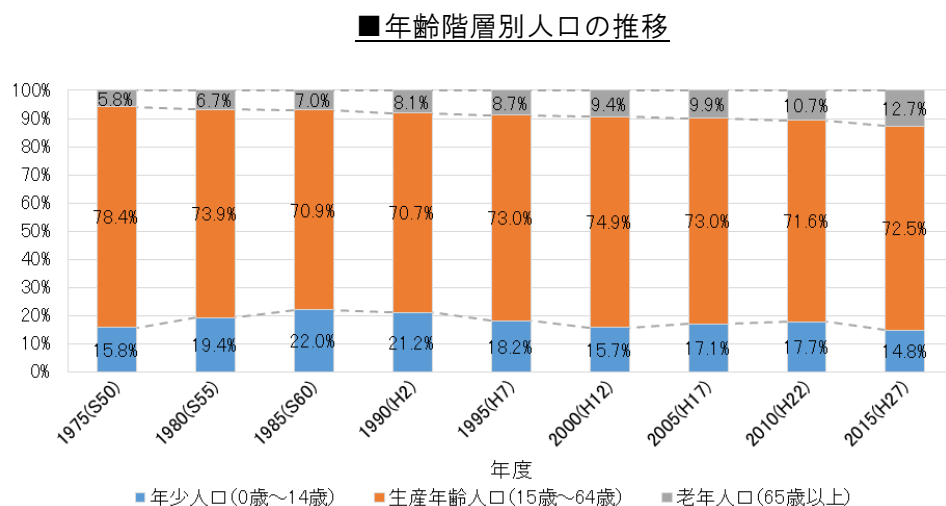
出典：「(各年) 国勢調査」(総務省統計局) 父島と母島のみ的人口

※2015 (H27) 年度の数値は、暫定値

2) 年齢階層別人口

老年人口（65 歳以上）の割合は、平成 17 年以前は 10%以下でしたが平成 27 年には 12.7% となり、年々増加する傾向にあります。

年少人口（0～14 歳）は、昭和 60 年が 22%とピークでしたが平成 27 年には 14.8% となり、減少傾向にあります。



出典：「(各年) 国勢調査」(総務省統計局) 父島と母島のみ的人口 ※2015 (H27) は全人口

3) 将来人口推計

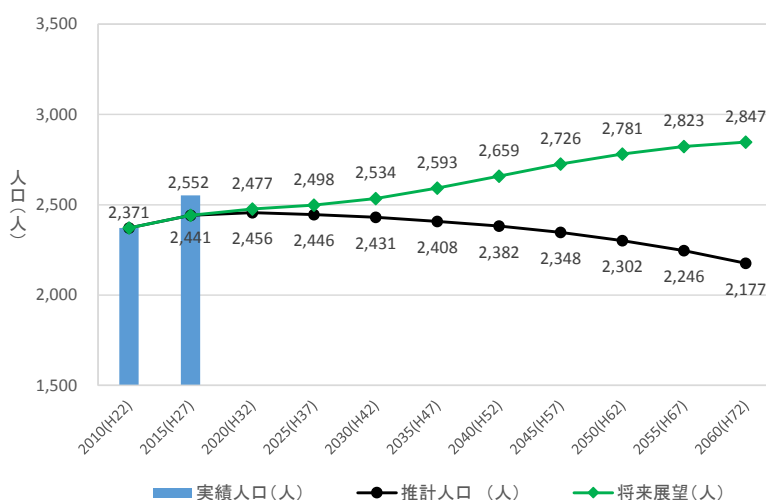
本村の将来人口は、「小笠原村人口ビジョン・総合戦略（平成 27 年度）」から、平成 32 年の 2,456 人をピークに減少に転じ、平成 72 年には 2,177 人まで減少することが見込まれています。

一方で、将来展望による人口は 2,847 人へ増加すると予測されています。

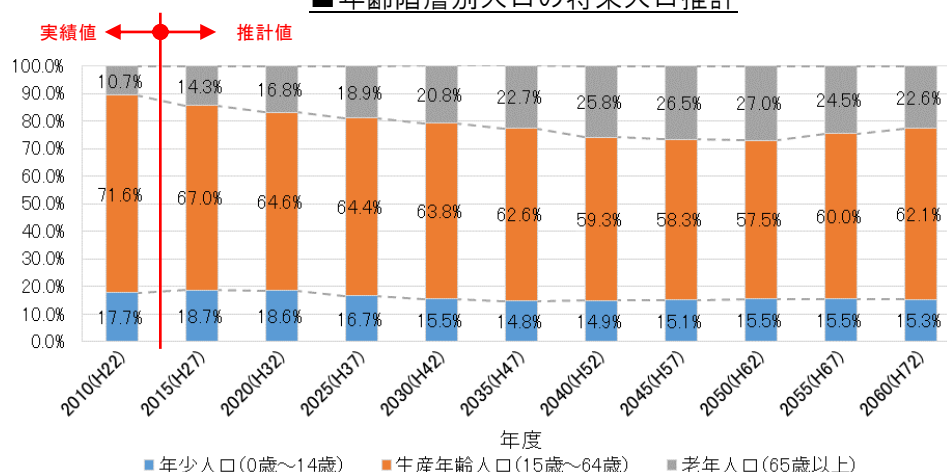
年齢階層別人口では、老年人口の割合が平成 27 年の 14.3%から平成 72 年には 22.6%へと大幅に増加するため、生産年齢人口の割合が平成 27 年の 67.0%から平成 72 年には 62.1%に減少します。

年少人口の割合は、今後約 15%程度で推移します。

■将来人口の推計結果



■年齢階層別人口の将来人口推計



出典：2010（H22）は「国勢調査」（総務省統計局）による。

2015（H27）以降は「小笠原村人口ビジョン・総合戦略」（平成 28 年 3 月）

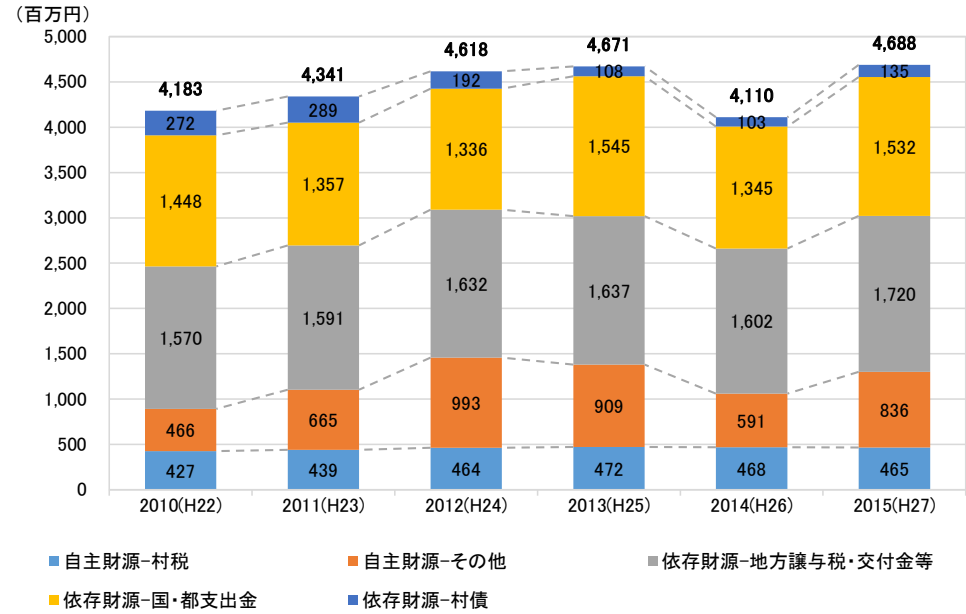
3 財政状況

1) 歳入

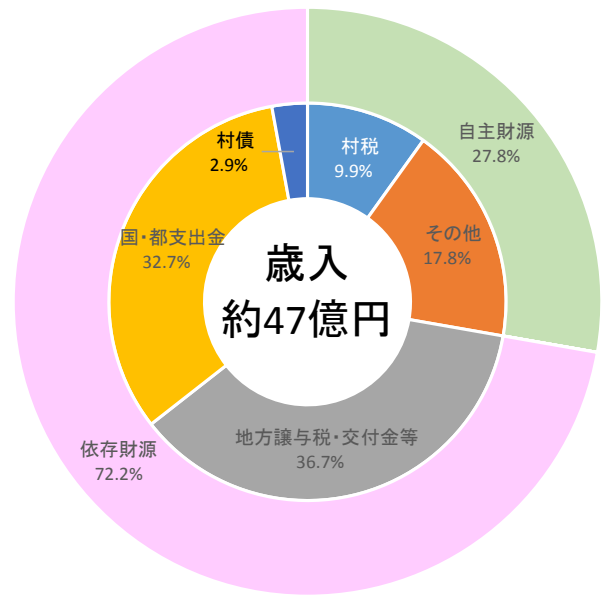
本村の歳入額は平成 27 年度では約 47 億円で、平成 24 年度以降は平成 26 年度を除き横ばいで推移しています。

歳入額の内訳をみると、自主財源（村税、その他）が 28%、依存財源（地方譲与税・交付金、国・県支出金、村債）が 72%となっており、依存財源の重要性が伺えます。

■歳入額の推移



■歳入額の内訳（平成 27 年度）

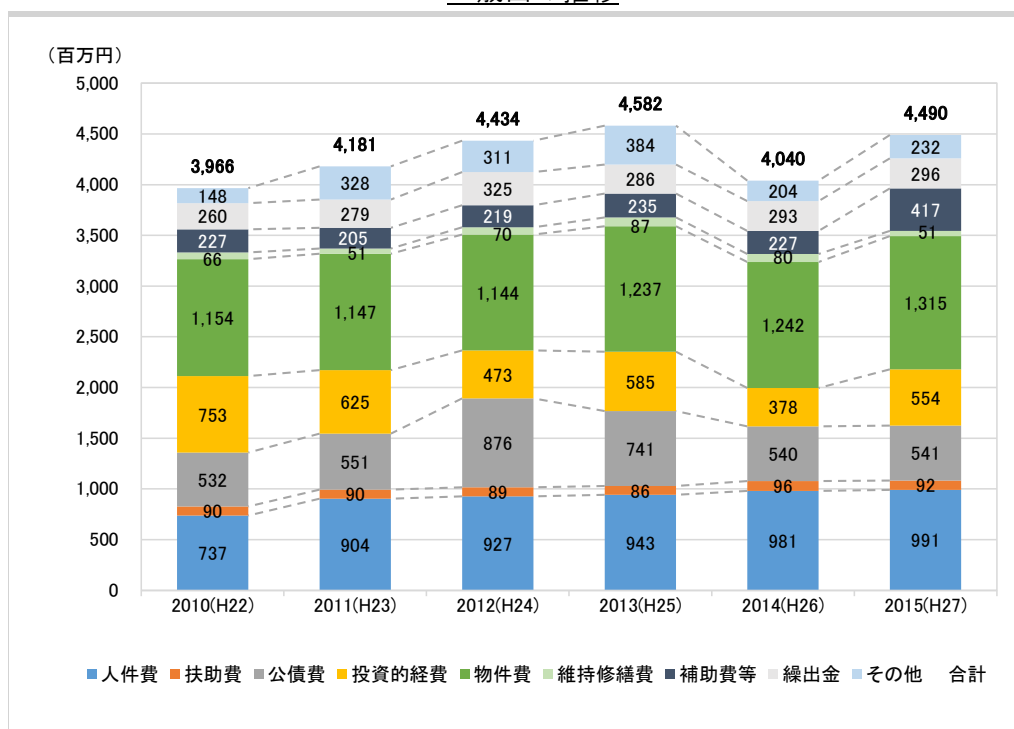


2) 歳出

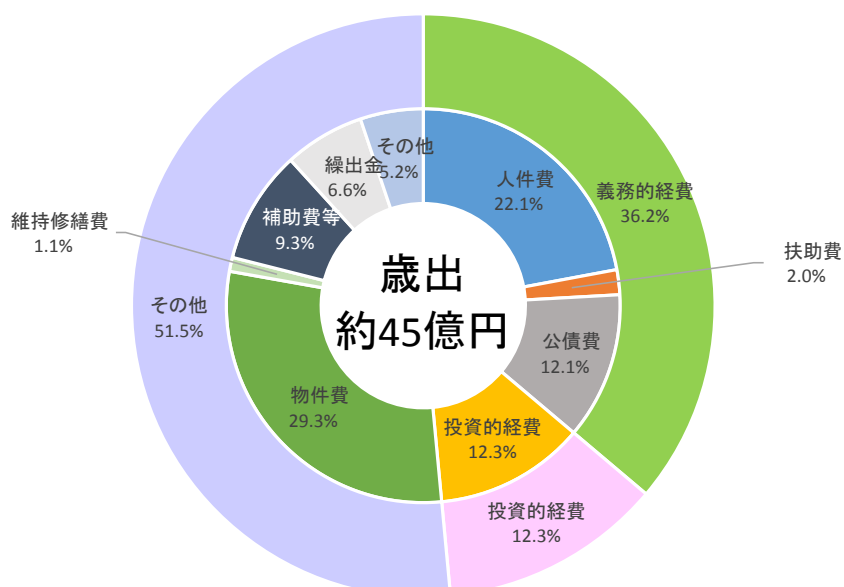
本村の歳出額は平成 27 年度では約 45 億円で、平成 24 年度以降は平成 26 年度を除き横ばいで推移しています。

性質別歳出額の内訳をみると、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が 36%、投資的経費（普通建設事業費）が 12%、その他経費（物件費、維持修繕費、補助費等）が 52%となっています。平成 24 年度以降公債費は減少しましたが、物件費と補助費等が増加しています。

■歳出の推移



■歳出の内訳（平成 27 年度）



第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 公共施設等の現状

公共施設等の現状について、地理的な状況を踏まえ、父島（硫黄島の2施設を含む。）と母島に分けて説明します。

1) 建築物

(1) 施設数

建築物（インフラの公園と上水道の建築物を含みます。）の全施設数は、父島が63施設、母島が32施設あり、村全体では95施設あります。

父島では、住宅施設（19施設）が最も多く、次いで行政系施設（11施設）、供給処理施設（6施設）と続いています。

母島では、住宅施設（9施設）が最も多く、次いで行政系施設（6施設）、その他（4施設）と続いています。

■施設類型別施設数

区分	大分類	中分類	主な施設	父島		母島		合計	
				施設数		施設数		施設数	
				大分類	中分類	大分類	中分類	大分類	中分類
建築物	市民文化系施設	村民施設	交流センター、村民会館	2	2	1	1	3	3
	社会教育系施設	郷土資料施設	ロース記念館	0	0	1	1	1	1
	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	商工観光会館、レストハウス、休憩施設	4	3	2	1	6	4
		体育施設	運動場		1		1		2
	産業系施設	産業施設	陶芸小屋、特産品開発普及センター、海洋センター、亀解体場	5	3	1	1	6	4
		公共交通関連施設	村営バス車庫・営業所		2		0		2
	学校教育系施設	教育施設	小学校、中学校	2	2	1	1	3	3
	子育て支援施設	保育園	保育園	1	1	1	1	2	2
	保健・福祉系施設	福祉施設	地域交流施設、地域福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、有料老人ホーム	3	3	1	1	4	4
	医療施設	診療施設	診療所	2	2	1	1	3	3
	行政系施設	庁舎施設	村役場、支所、情報センター	11	2	6	1	17	3
		消防・防災施設	消防車庫、防災備蓄倉庫、防災無線中継所		9		5		14
	住宅施設	村民住宅施設	村営住宅	19	2	9	0	28	2
		医師住宅施設	医師住宅		3		2		5
		厚生施設	職員住宅		14		7		21
	供給処理施設	し尿処理施設	し尿処理場、中継ポンプ場	6	4	3	2	9	6
		清掃施設	クリーンセンター、埋立処分場処理施設、リレーセンター		2		1		3
	その他	火葬場施設	火葬場	3	1	4	1	7	2
		便所	便所（母島北港・東港・南崎、父島夜明山）		1		3		4
		硫黄島施設	硫黄島平和祈念会館、硫黄島平和祈念公園		1		0		1
インフラ	公園	公園施設	大根山公園休憩舎	2	2	0	0	2	2
	上水道	浄水施設	浄水場、ポンプ場、水道倉庫	3	3	1	1	4	4
合計				63	63	32	32	95	95

(2) 延床面積

建築物（インフラの公園と上水道の建築物を含みます。）の総保有量は、父島が 23,683 ㎡、母島が 9,708 ㎡あり、村全体では 33,391 ㎡になります。

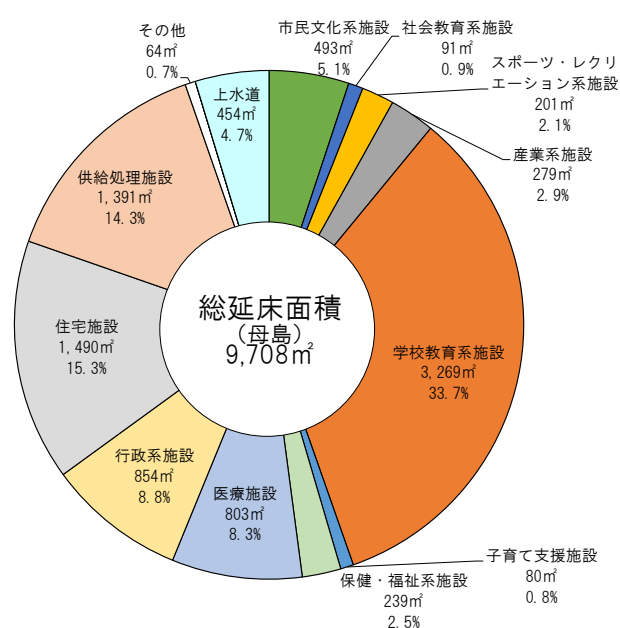
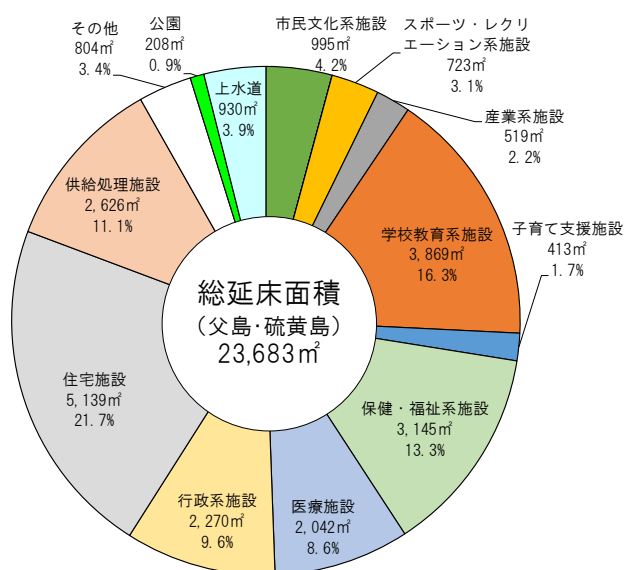
父島では、住宅施設（21.7%）が最も多く、次いで学校教育系施設（16.3%）、保健・福祉系施設（13.3%）と続き、この3施設類型で半数以上を占めています。

母島では、学校教育系施設（33.7%）が最も多く、次いで住宅施設（15.3%）、供給処理施設（14.3%）と続き、この3施設類型で半数以上を占めています。

■施設類型別延床面積

施設類型	父島		母島		全域	
	面積 (㎡)	割合	面積 (㎡)	割合	面積 (㎡)	割合
市民文化系施設	995	4.2%	493	5.1%	1,487	4.5%
社会教育系施設	0	0.0%	91	0.9%	91	0.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	723	3.1%	201	2.1%	923	2.8%
産業系施設	519	2.2%	279	2.9%	798	2.4%
学校教育系施設	3,869	16.3%	3,269	33.7%	7,138	21.4%
子育て支援施設	413	1.7%	80	0.8%	493	1.5%
保健・福祉系施設	3,145	13.3%	239	2.5%	3,384	10.1%
医療施設	2,042	8.6%	803	8.3%	2,845	8.5%
行政系施設	2,270	9.6%	854	8.8%	3,124	9.4%
住宅施設	5,139	21.7%	1,490	15.3%	6,629	19.9%
供給処理施設	2,626	11.1%	1,391	14.3%	4,017	12.0%
その他	804	3.4%	64	0.7%	867	2.6%
公園	208	0.9%	0	0.0%	208	0.6%
上水道	930	3.9%	454	4.7%	1,384	4.1%
計	23,683	100.0%	9,708	100.0%	33,391	100.0%

注：四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。

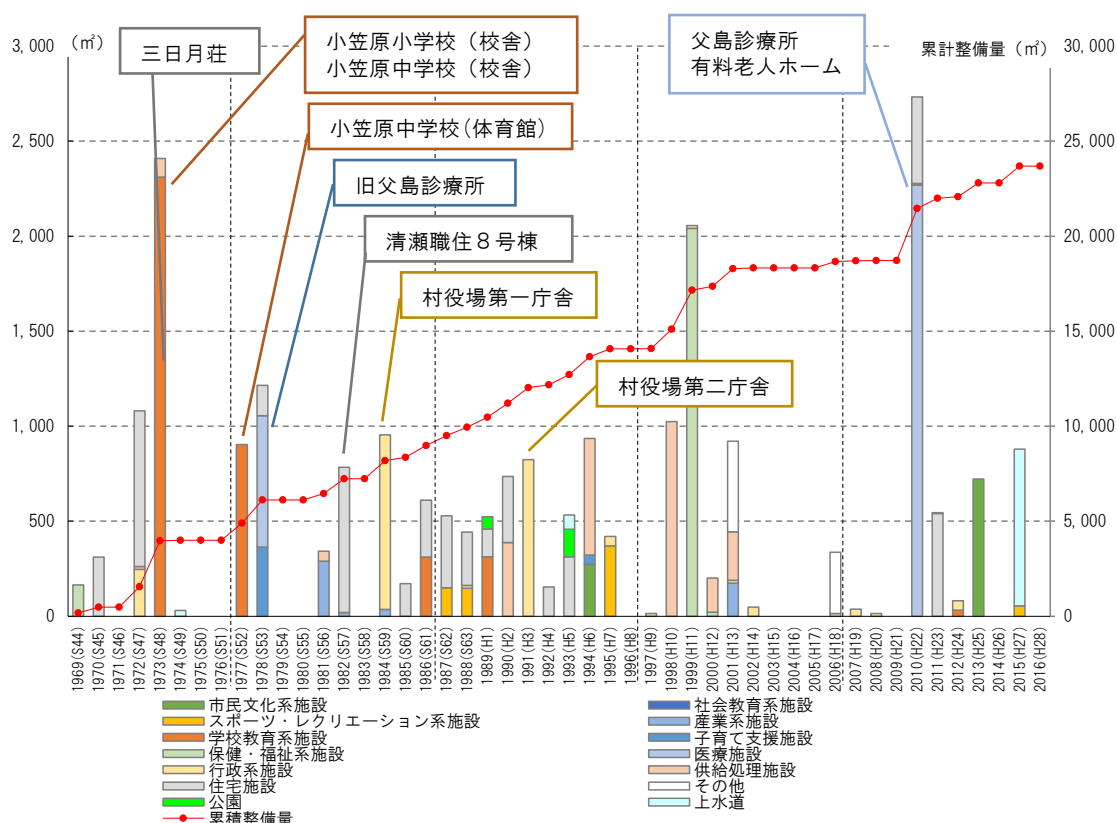


(3) 建築年度

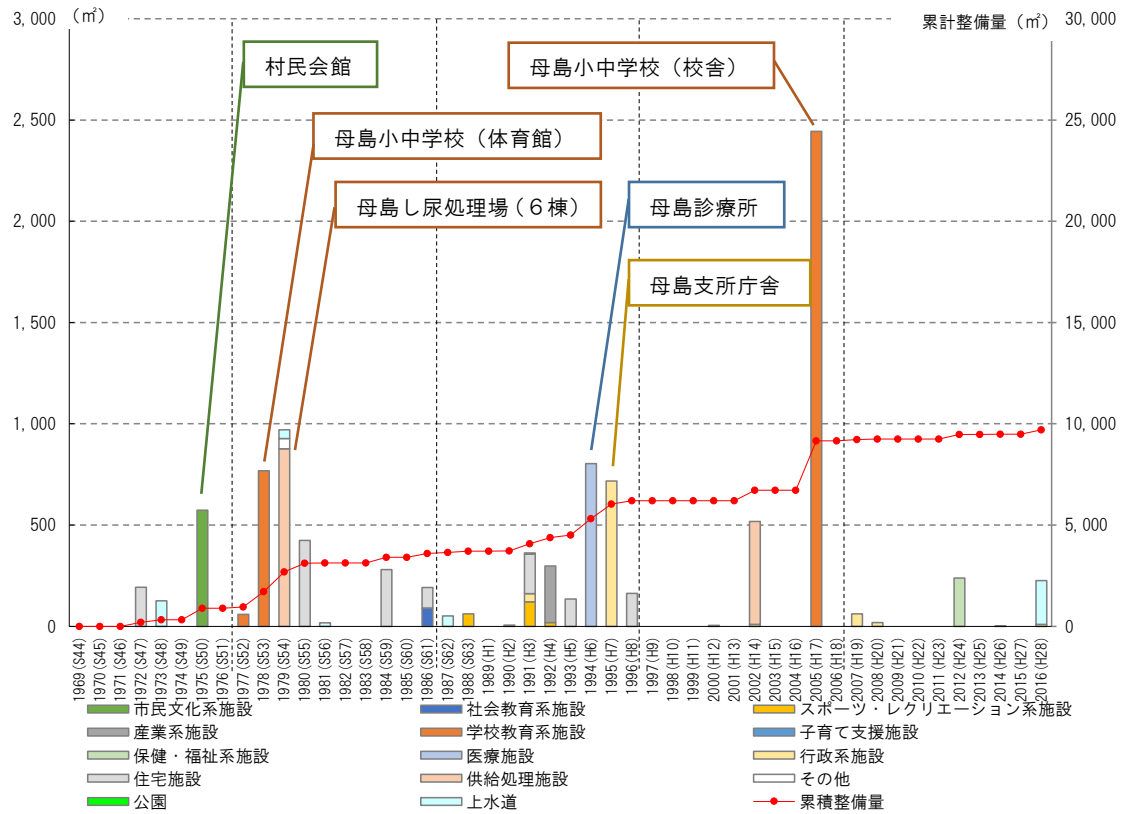
父島では、1972（昭和 47）年度の三日月荘をはじめに、昭和 40 年代後半には小笠原小学校と中学校の校舎と体育館を、昭和 50 年代後半から平成初期には住宅施設や行政施設など多くの施設を整備してきました。また近年では、平成 22 年度に父島診療所と有料老人ホーム「太陽の郷」の複合施設を建替えしています。

母島では、昭和 50 年度の村民会館をはじめに、昭和 50 年代前半には母島小中学校の体育館と母島し尿処理場を、平成初期には母島診療所や母島支所庁舎などの施設を整備してきました。また近年では、平成 17 年度に母島小中学校を建替えしています。

■ 建築年度別延床面積（父島）



■ 建築年度別延床面積（母島）



(4) 経過年数

父島では、建築後 30 年以上を経過した施設が約 38%あり、そのうち、建築後 40 年以上を経過した施設が約 17%もあります。さらにこの先 10 年後には 20 年以上 30 年未満の 21.5%の施設が追加され、全体の約 60%近くが 30 年以上を経過する施設となります。

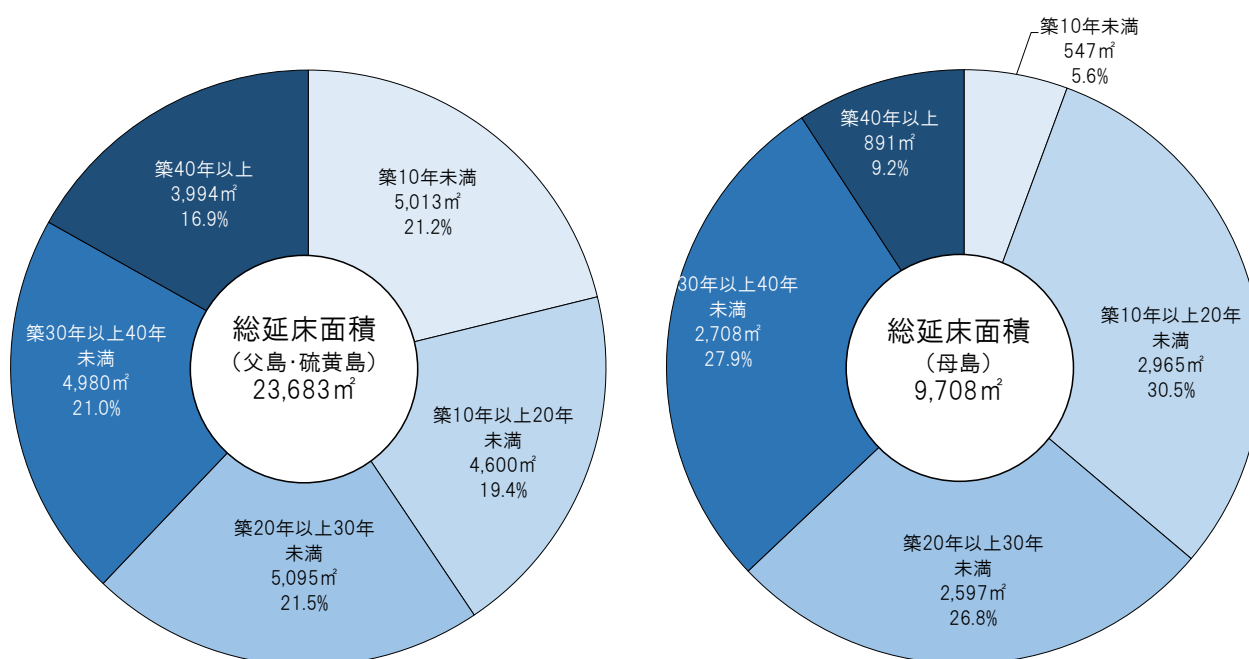
母島では、建築後 30 年以上を経過した施設が約 37%あり、この先 10 年後には 20 年以上 30 年未満の 26.8%の施設が追加され、全体の約 60%以上が 30 年以上を経過する施設となります。

なお、父島では建築後 10 年未満の新しい施設も多く、21.2%あります。

■経過件数の割合

施設類型	父島		母島		計	
	面積 (㎡)	割合	面積 (㎡)	割合	面積 (㎡)	割合
築 10 年未満	5,013	21.2%	547	5.6%	5,560	16.7%
築 10 年以上 20 年未満	4,600	19.4%	2,965	30.5%	7,565	22.7%
築 20 年以上 30 年未満	5,095	21.5%	2,597	26.8%	7,692	23.0%
築 30 年以上 40 年未満	4,980	21.0%	2,708	27.9%	7,688	23.0%
築 40 年以上	3,994	16.9%	891	9.2%	4,885	14.6%
計	23,683	100.0%	9,708	100.0%	33,391	100.0%

注：四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。



(5) 耐震化

父島では、新耐震基準に適合した施設が約 73%あります。

母島では、新耐震基準に適合した施設が約 68%あります。

旧耐震基準の施設で新耐震基準に未対応の施設については、父島に約 9%、母島に約 22%ありますが、保育園などの建替えを検討しています。

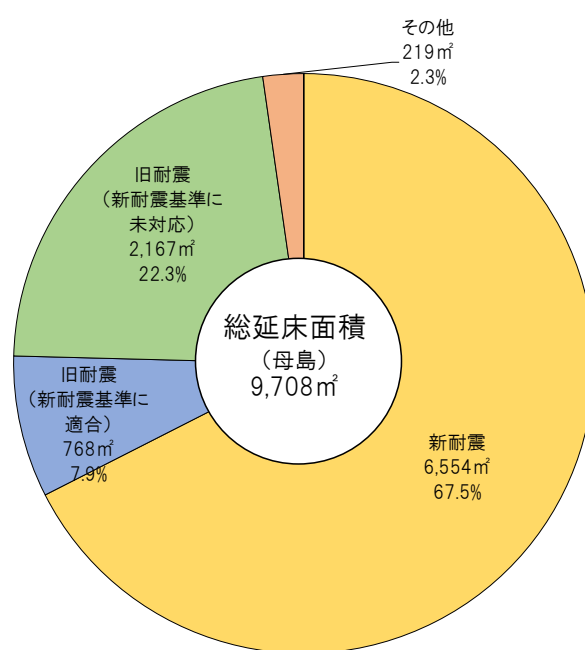
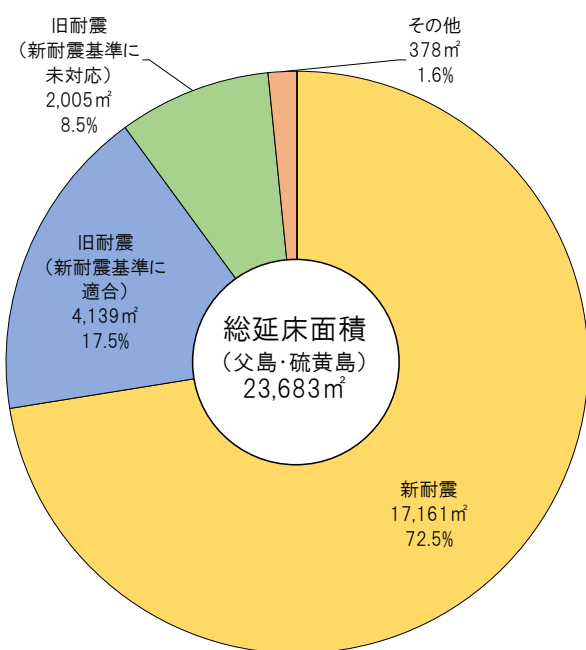
■耐震化の割合

耐震基準	父島		母島		計	
	面積 (㎡)	割合	面積 (㎡)	割合	面積 (㎡)	割合
新耐震基準	17,161	72.5%	6,554	67.5%	23,715	71.0%
旧耐震基準(新耐震基準に適合)	4,139	17.5%	768	7.9%	4,906	14.7%
旧耐震基準(新耐震基準に未対応)	2,005	8.5%	2,167	22.3%	4,172	12.5%
その他	378	1.6%	219	2.3%	598	1.8%
計	23,683	100.0%	9,708	100.0%	33,391	100.0%

注：四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。

新耐震基準は、1981 年（昭和 56 年）6 月より建築基準法改正により導入されました。

旧耐震基準は、改正前に設計された施設になります。



(6) 津波浸水想定区域

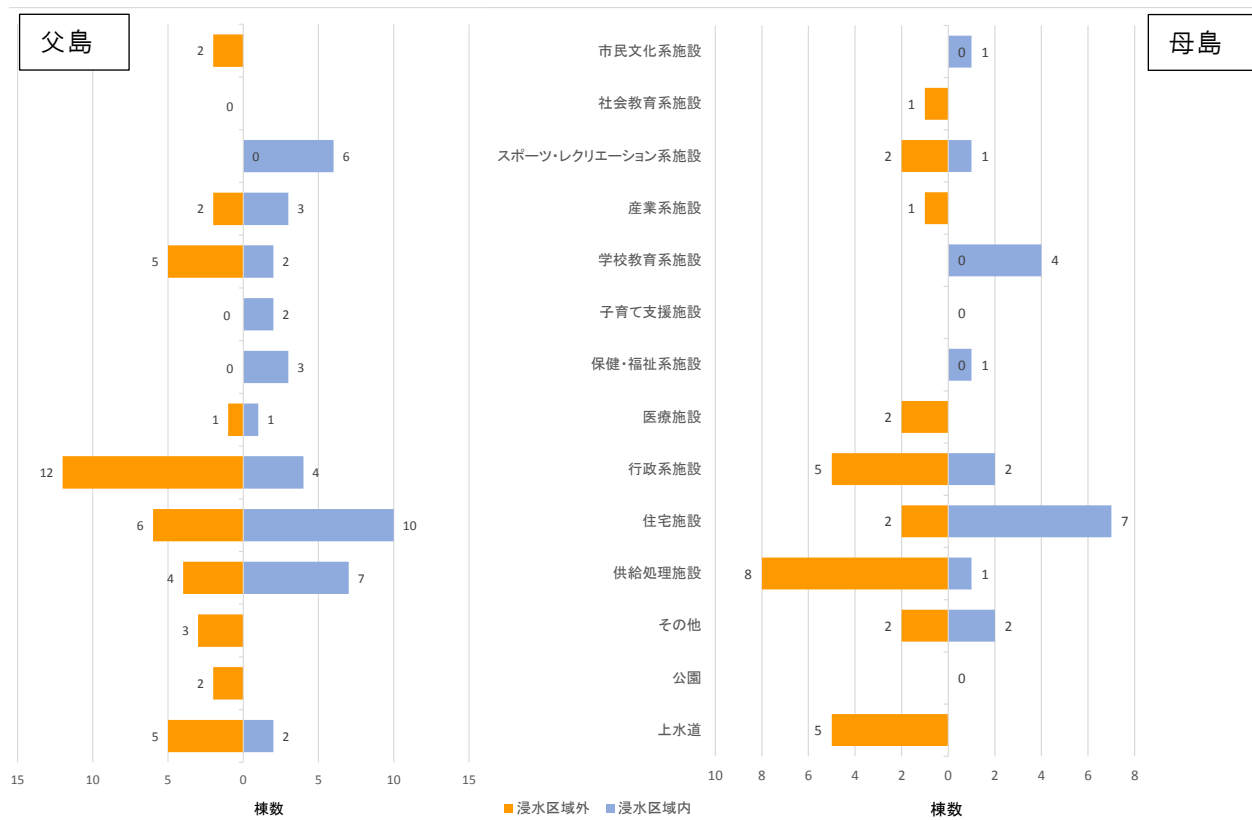
父島では、住宅施設やスポーツ・レクリエーション、施設供給処理施設、村役場等が津波浸水想定区域に立地している状況にあります。

母島では、住宅施設や母島小中学校、母島支所等が津波浸水想定区域に立地している状況にあります。

また、子育て支援施設や保健・福祉系設が津波浸水想定区域に立地しています。

■津波浸水想定区域の建築物棟数

施設類型	父島		母島		計	
	区域内 (棟数)	区域外 (棟数)	区域内 (棟数)	区域外 (棟数)	区域内 (棟数)	区域内に 立地する 施設割合
市民文化系施設	0	2	1	0	1	33.3%
社会教育系施設	0	0	0	1	0	0.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	6	0	1	2	7	77.8%
産業系施設	3	2	0	1	3	50.0%
学校教育系施設	2	5	4	0	6	54.5%
子育て支援施設	2	0	0	0	2	100.0%
保健・福祉系施設	3	0	1	0	4	100.0%
医療施設	1	1	0	2	1	25.0%
行政系施設	4	12	2	5	6	26.1%
住宅施設	10	6	7	2	17	68.0%
供給処理施設	7	4	1	8	8	40.0%
その他	0	3	2	2	2	28.6%
公園	0	2	0	0	0	0.0%
上水道	2	5	0	5	2	16.7%
計	40	42	19	28	59	45.7%



① 災害時の避難場所

災害時の避難場所等については、「小笠原村地域防災計画（平成 26 年 8 月）」で以下のとおり指定しています。

避難収容所には、津波には対応していない台風のための施設もあります。

■避難収容施設一覧

収容地区	施設名	所在地及び 電話番号	面積	構造	収容人員（人）		主な 用途
					一時 4,450	長期 2,210	
父島	小笠原小中学校体育館	宮之浜道 2-2502	796 m ²	耐火	960	480	津波
	小笠原高等学校 （体育館） （武道場） （音楽室）	清瀬 2-2342	1,150 m ² (800 m ²) (200 m ²) (150 m ²)	耐火	1,380 (960) (240) (180)	690 (480) (120) (90)	津波
	地域福祉センター多目的ホール	奥村 2-2911	225 m ²	耐火	270	130	台風
	扇浦交流センター	扇浦 2-3220	272 m ²	木造	320	160	津波 台風
	奥村交流センター	奥村	327 m ²	耐火	390	190	津波 台風
母島	母島支所大広間	元地 3-2106	66 m ²	耐火	80	40	台風
	母島診療所カンファレンスルーム	元地 3-2115	77 m ²	耐火	90	40	津波
	母島小中学校体育館	元地 3-2182	800 m ²	耐火	960	480	台風

■避難場所一覧

収容地区	名称	所在地	面積	備考
父島	小笠原小中学校グラウンド	宮之浜道	6,700 m ²	
	小笠原高等学校グラウンド	清瀬	8,517 m ²	
	扇浦交流センター	扇浦	7,802 m ²	(建物 272 m ²)
母島	母島診療所駐車場	元地	600 m ²	

■福祉避難場所一覧

収容地区	名称	所在地
父島	本村診療所	清瀬
	在宅サービスセンター	奥村

出典：「小笠原村地域防災計画」（平成 28 年 8 月）

② 津波避難（場）所

津波が発生した際の対応については、「小笠原村津波避難計画（平成 28 年 5 月）」を策定して、以下のとおり避難場所を指定しています。

なお、ここでいう「避難所」は、住宅が損壊した被災者等が仮設住宅等に移転できるまでの間に比較的長期にわたって避難する施設、また、「避難場所」は、村が指定する津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいいます。

■津波避難（場）所一覧

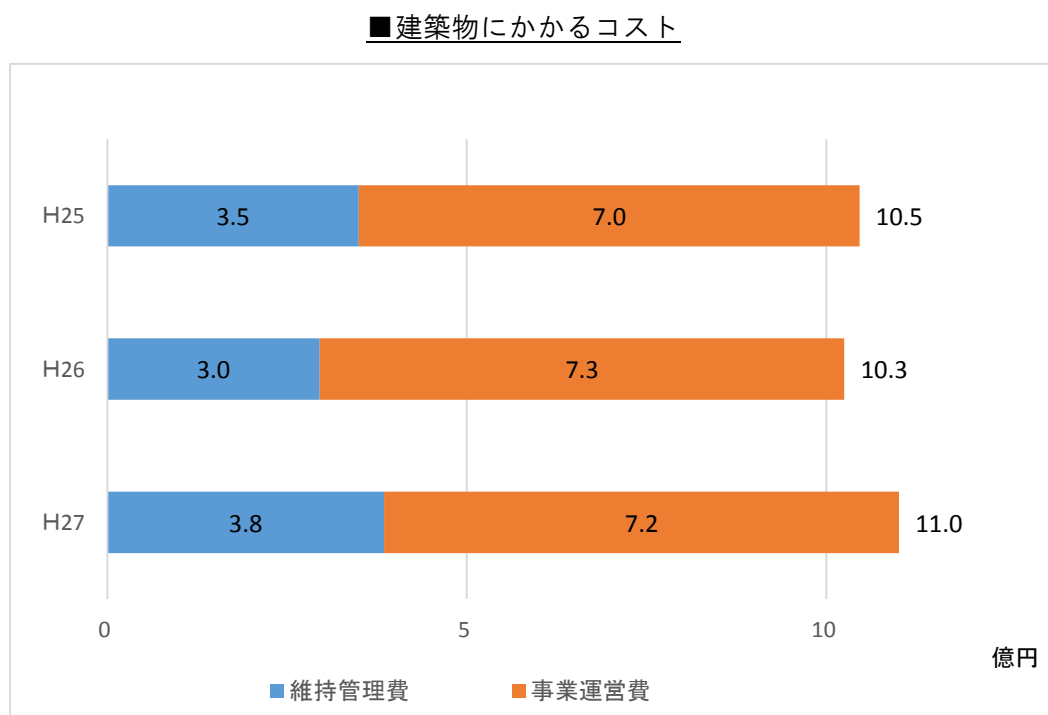
地区	名称	所在地	標高	種別
父島	小笠原小中学校	宮之浜道	13m	避難所 / 避難場所
	小笠原高等学校	清瀬	30m	避難所 / 避難場所
	奥村交流センター	奥村	28m	避難所 / 避難場所
	扇浦交流センター	扇浦	20m	避難所 / 避難場所
母島	母島診療所	元地	25m	避難所 / 避難場所
	評議平運動場	評議平	33m	避難場所

出典：「小笠原村津波避難計画」（平成 28 年 5 月）

(7) 公共施設にかかるコスト

本村が保有する建築物にかかる維持管理費、事業運営費（人件費は除く）の推移は、以下のとおりです。

建築物の建設コストのほか、維持管理、事業運営のコストがかかっており、維持管理費・事業運営費の合計は近年 10 億円から 11 億円で推移しています。今後、建築物の老朽化に伴い、維持管理費の増加が懸念されます。



維持管理費は、修繕費、委託料（施設管理）、工事請負費、土地・建物賃借料を合計したものです。

事業運営費は、水光熱費、委託費（事業運営）、指定管理料、その他（備品等）を合計したものです。運営にかかる人件費は含んでいません。

(8) 指定管理施設

本村において指定管理者制度を導入している施設は、以下の 4 施設です。

現在、市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉系施設の 4 つの施設類型となっています。

■ 指定管理者制度の施設一覧

島	施設名	建物名	所管課	大分類	用途	指定管理者名
父島	奥村運動場	管理棟	教育委員会	スポーツ・レクリエーション系施設	体育施設	社会福祉法人小笠原村 社会福祉協議会
		倉庫・便所棟				
		更衣室				
母島	地域福祉センター	ウイズ	村民課	保健福祉系施設	福祉施設	社会福祉法人小笠原村 社会福祉協議会
		倉庫				
母島	村民会館	村民会館	母島支所 村民課	市民文化系施設	村民施設	社会福祉法人小笠原村 社会福祉協議会
	ローズ記念館	ローズ記念館	母島支所	社会教育系施設	郷土資料施設	一般社団法人小笠原母島観光協会

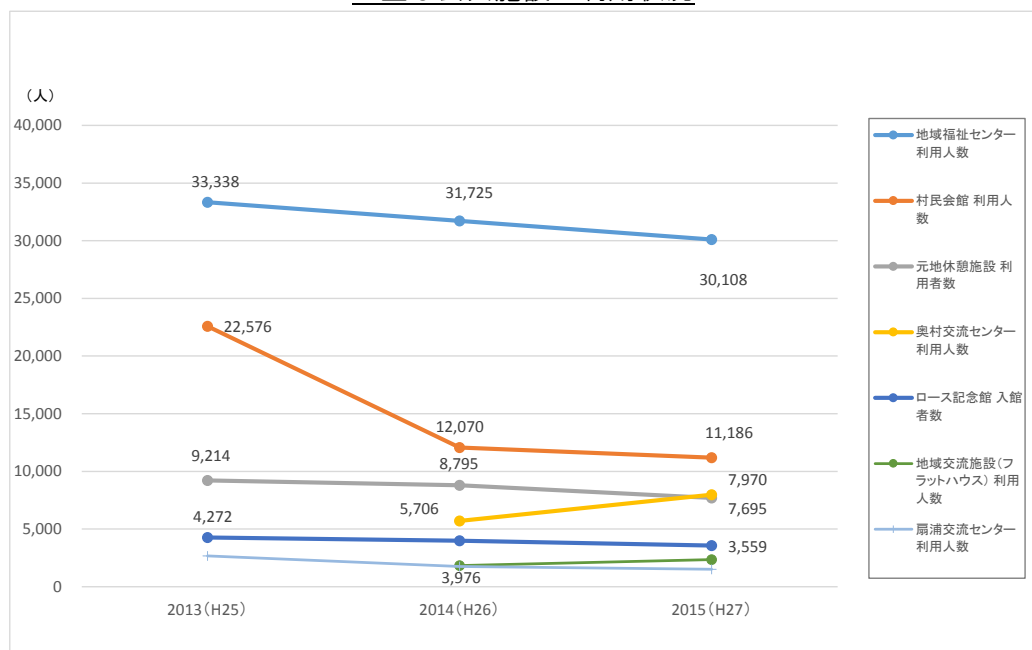
(9) 利用状況

本村における主な公共施設の利用状況は、以下のとおりです。

父島では、地域福祉センターの利用人数が最も多く、年間3万人以上が利用しています。次いで、奥村交流センターが約0.8万人、地域交流施設が約0.4万人となっています。

母島では、村民会館の利用人数が最も多く、年間1万人程度が利用しています。次いで、元地休憩施設が約0.8万人、ローズ記念館が約0.4万人となっています。

■ 主な公共施設の利用状況



2) インフラ

(1) 道路

本村が保有している道路の路線数は、父島が一般道路 42 路線と自転車歩行車道 1 路線、母島が 16 路線で、村全体では 59 路線あります。

道路延長は、父島が一般道路 10.8 km と自転車歩行車道 0.3 km、母島が 3.6 km で、村全体では 14.8 km あります。

道路面積は、父島が一般道路 6.6 万㎡と自転車歩行車道 0.2 万㎡、母島が 1.9 万㎡で、村全体では 8.8 万㎡あります。

■道路の保有量

島	種類	路線数	延長 (m)	面積 (㎡)
父島	一般道路	42	10,838.09	66,470.86
母島		16	3,617.62	19,201.09
計		58	14,455.71	85,671.95
父島	自転車歩行車道	1	330.71	1,870.86
合計		59	14,786.42	87,542.81

(2) 橋りょう

本村が保有している橋りょう数は、父島が9橋、母島が9橋で、村全体では 18 橋あります。

橋りょう面積は、父島が 201 ㎡、母島が 227 ㎡で、村全体では 428 ㎡あり、橋種別の内訳ではボックスカルバート（RC）が 223 ㎡、PC 床版橋が 206 ㎡となっています。

また、建設年次は、要橋の昭和 52 年をはじめに昭和 63 年までとなっており、建設後 30 年以上が経過しています。

■橋りょうの保有量

島	No.	橋梁名	橋長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	橋梁形式	建設年次
父島	1	無名橋	4.45	5.93	28.74	ボックスカルバート	S59
	2	無名橋	4.54	5.47	27.74	〃	S59
	3	無名橋	4.44	5.70	27.72	〃	S59
	4	無名橋	2.89	4.02	13.86	〃	
	5	無名橋	2.94	5.19	15.27	〃	
	6	無名橋	2.84	5.56	15.79	〃	S60
	7	無名橋	5.10	5.89	30.04	〃	S60
	8	無名橋	3.86	4.82	18.61	〃	S61
	9	無名橋	4.85	4.79	23.23	PC 床版橋	
	ボックスカルバート (RC) 計		31.06		177.77		
	PC 床版橋 計		4.85		23.23		
	計		35.91		201.00		
母島	10	元橋	7.10	5.04	35.78	PC 床版橋	
	11	要橋	6.57	5.06	33.24	〃	S52
	12	剣先橋	5.86	5.05	29.59	〃	
	13	無名橋	3.32	4.15	17.21	ボックスカルバート	
	14	無名橋	3.40	4.20	14.28	〃	
	15	無名橋	3.38	4.03	13.63	〃	
	16	大谷橋	4.78	5.22	24.95	PC 床版橋	
	17	新橋	6.00	5.05	30.30	〃	
	18	乳房橋	5.95	4.79	28.51	〃	
	ボックスカルバート (RC) 計		10.10		45.12		
	PC 床版橋 計		36.26		182.37		
	計		46.36		227.49		
	合計			82.27		428.49	

(3) トンネル

本村が保有しているトンネル数は、父島の 2 箇所、トンネル延長は 249m となっています。

また、建設年次は、それぞれ昭和 13 年と昭和 14 年と古く、建設後 70 年以上が経過しています。

■トンネルの保有量

島	トンネル名	延長 (m)	幅員 (m)	建設年次
父島	大村トンネル	58.83	5.52	S13 年
	清瀬トンネル	190.54	5.44	S14 年
合計		249.37		

(4) 公園

本村が保有している公園数は、父島が 2 箇所、母島が 1 箇所、村全体では 3 箇所あります。

公園面積は、父島の大根山公園が最も新しく、かつ最も広い 8,810 m²となっています。

■公園の保有量

島	公園名	面積 (m ²)	開園年月日
父島	清瀬公園	456.51	S54.4.1
	大根山公園	8,810.00	H5.3.30
母島	元橋公園	140.17	S58.10.1
合計		9,406.68	

(5) 上水道

本村が保有している上水道のうち簡易水道には送水管と配水管があり、その延長は、父島が 24.4 km、母島が 3.1 km で、村全体では 27.4 km あります。

その他、水源ダムが父島に 4 箇所、母島に 3 箇所、村全体では 7 箇所あります。

■簡易水道の保有量

(簡易水道)		延長 (m)			
島	管径	75mm	100mm	150mm	計
父島	送水管		7, 839		7, 839
	配水管	16, 527			16, 527
母島	送水管		750		750
	配水管	30	2, 014. 10	256. 4	2, 301

■水源ダムの保有量

(水源ダム)

島	ダム名	形式	設置年	貯水量 (m ³)
父島	連珠ダム	重力式コンクリートダム	1970 (S45) 年	3,900
	境浦ダム	バットレス型コンクリートダム	1970 (S45) 年	3,400
	小曲ダム	重力式コンクリートダム	1971 (S46) 年	16,400
	時雨ダム	表面遮水式ロックフィルダム	1976 (S51) 年	70,000
母島	乳房ダム	重力式コンクリートダム	1974 (S49) 年 3 月	32,000
	大谷ダム	重力式コンクリートダム	1979 (S54) 年 3 月	5,000
	玉川ダム	重力式コンクリートダム	1979 (S54) 年	2,240

■配水池の保有量

(配水池)

島	施設名	形式	設置年	貯水量 (m ³)
父島	清瀬配水池	ステンレス円筒型 2 池 150 m ³ /池	2016～17 (H28～29) 年	300
	奥村配水池	ステンレス円筒型 2 池 250 m ³ /池	2009～10 (H21～22) 年	500
	扇浦配水池	RC 造地下式 2 池 50 m ³ /池	1996 (H8) 年	100
母島	沖村配水池	ステンレス円筒型 2 池 100 m ³ /池	2007～8 (H19～20) 年	200

(6) 下水道

本村が保有している下水道のうち生活排水の総延長は、8.1 k mあります。

■生活排水の保有量

	延長 (m)
生活排水	約 8,100

(7) 情報通信 (光ケーブル)

本村では情報通信設備として光ケーブルが整備されており、その延長は、父島が 25.6 k m、母島が 8.7 k mで、村全体では 34.3 k mあります。

■光ケーブルの保有量

島	延長 (km)
父島	25.6
母島	8.7
合計	34.3

2 将来費用の見通し

1) 将来費用の試算条件

基本的には総務省試算ソフトの考え方により、将来費用を試算します。

各区分と施設タイプの試算条件は以下のとおりです。

なお、更新費用等試算単価については、試算ソフトの標準単価に、島しょ工事費指数（父島 1.85、母島 1.90）を割り増した単価を用います。

(1) 建築物

① 耐用年数

- ・ 建替え年数 60 年を採用します。（木造の場合は、40 年）

② 建替え時期

- ・ 建替え時期は、公共建築物の建築年度から建替え年数が過ぎた時点として試算します。

③ 大規模改修時期

- ・ 大規模改修時期は、総務省試算ソフト同様、建替え年数の半分の時期に実施するものとしています。
- ・ 現時点で、建設時から 31 年以上、50 年までの経過年数のものは、一律に大規模改修を実施していないと仮定し、積み残し費用として別途算出します。

④ 対象費用

- ・ 建替えにかかる費用と供用期間中に発生する大規模改修費用を対象とします。各費用は単価表に示す単価に公共建築物の延床面積を乗じて求めます。

⑤ 建替え・大規模改修費用単価

■ 試算単価

単位：万円/㎡

区分	大規模改修			建替え		
	父島	母島	標準	父島	母島	標準
市民文化系施設	46.25	47.50	25	74.00	76.00	40
社会教育系施設	46.25	47.50	25	74.00	76.00	40
スポーツ・レクリエーション系施設	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36
産業系施設	46.25	47.50	25	74.00	76.00	40
学校教育系施設	31.45	32.30	17	61.05	62.70	33
子育て支援施設	31.45	32.30	17	61.05	62.70	33
保健・福祉施設	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36
行政系施設	46.25	47.50	25	74.00	76.00	40
公営住宅	31.45	32.30	17	51.80	53.20	28
公園	31.45	32.30	17	61.05	62.70	33
供給処理施設	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36
その他	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36

(2) インフラ

① 道路

- ・ 耐用年数は、15 年とします。
- ・ 道路舗装の打換え費用として、分類別の単価を使用します。

舗装部分の更新費用＝村道全面積（㎡）/15 年×更新単価（円/㎡）

■試算単価

単位：円/㎡

分類	更新単価		
	父島	母島	標準
一般道路	8,695	8,930	4,700
自転車歩行者道	4,995	5,130	2,700

② 橋りょう

- ・ 耐用年数は、法定耐用年数の 60 年とします。
- ・ 橋りょうの更新費用として、構造別の単価を使用します。
- ・ なお、耐用年数を超過している橋りょう（整備年度不明分は既に耐用年数を超過していると想定し、これに含む）は、今後 5 年間で均等に更新すると仮定します。

■試算単価

単位：千円/㎡

区分	更新単価		
	父島	母島	標準
R C 橋	764.05	784.70	413

③ 上水道

- ・ 管路の耐用年数は、法定耐用年数の 40 年とします。
- ・ 更新費用として、管路別・管径別の単価を使用します。
- ・ なお、整備年度が不明であるため、以下のとおり計算します。

更新費用＝管路延長（m）/40 年×更新単価（千円/m）

- ・ 水源ダム、配水池は総務省試算ソフトでの対象外であり、試算からは除外しています。

■試算単価

単位：千円/m²

区分	規格	更新単価		
		父島	母島	標準
導水管 及び 送水管	φ～300mm未満	185.00	190.00	100
	φ300～500mm未満	210.90	216.60	114
	φ500～1,000mm未満	297.85	305.90	161
配水管	φ～150mm以下	179.45	184.30	97
	φ～200mm以下	185.00	190.00	100
	φ～250mm以下	190.55	195.70	103
	φ～300mm以下	196.10	201.40	106
	φ～350mm以下	205.35	210.90	111
	φ～400mm以下	214.60	220.40	116

④ 下水道

- ・ 管路の耐用年数は、法定耐用年数の50年とします。
- ・ 更新費用として、総量把握による単価を使用します。
- ・ なお、整備年度が不明であるため、以下のとおり計算します。

更新費用＝管路延長（m）/50年×更新単価（千円/m）

なお、下水道の生活排水は村全体の数値であることから、父島母島平均を使用しています。

■試算単価

単位：千円/m

区分	更新単価			
	父島	母島	父島母島 平均	標準
管路	229.40	235.60	232.50	124

⑤ 情報通信（光ケーブル）

- ・ 光ケーブルの耐用年数は、更新実績から10年とします。
- ・ 更新費用として、実績値（父島は平成29年度予定額、母島は平成27年度実施額）を使用します。
- ・ 整備年度は更新年度を基準に更新すると仮定します。

■試算金額

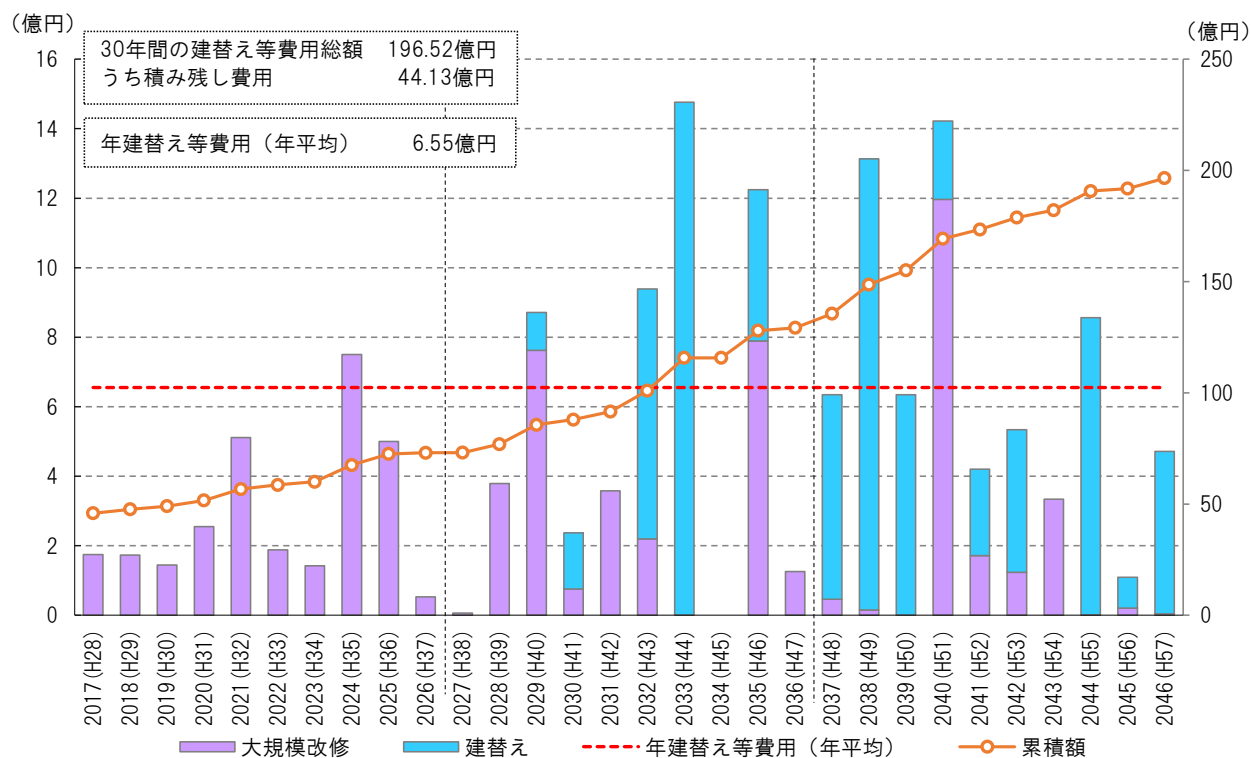
単位：千円

区分	更新金額	
	父島	母島
光ケーブル	250,000	30,100

2) 建築物

建築物の将来費用は、今後 30 年間の建替え等費用総額約 197 億円が必要であり、年平均額は約 6.6 億円となります。なお、建替え等費用には、既に大規模改修または建替え時期を過ぎているがまだ実施していない建築物の積み残し費用として、約 44 億円を含んでいます。

■ 建築物の将来費用（※公園施設と浄水施設は除く）



3) インフラ施設

(1) 道路

道路の将来費用は、今後 30 年間の更新費用総額約 15.18 億円が必要であり、年平均額は約 0.51 億円となります。

(2) 橋りょう

橋りょうの将来費用は、今後 30 年間の更新費用総額約 3.32 億円が必要であり、年平均額は約 0.11 億円となります。

(3) 公園

公園の将来費用（建築物のみ）は、今後 30 年間の更新費用総額約 0.65 億円が必要であり、年平均額は約 0.02 億円となります。

(4) 上水道

上水道の将来費用は、建築物と簡易水道を合わせて、今後 30 年間の更新費用総額約 31.46 億円が必要であり、年平均額は約 1.05 億円となります。

(5) 下水道

下水道の将来費用は、今後 30 年間の更新費用総額約 11.30 億円が必要であり、年平均額は約 0.38 億円となります。

(6) 情報通信（光ケーブル）

情報通信（光ケーブル）の将来費用は、今後 30 年間の更新費用総額約 8.40 億円が必要であり、年平均額は約 0.28 億円となります。

4) 過去5年間の普通建設事業費

公共施設等の改修や更新にかかった過去5年間の普通建設事業費は、下表のとおりです。

■公共施設等にかかる普通建設事業費

(単位：千円)

種別	費目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	平均額
建築物	既存更新分	244, 897	120, 255	200, 813	149, 862	253, 870	193, 939
	新規整備分	209, 287	53, 426	329, 112	0	35, 295	125, 424
	用地取得分	12, 800	0	11, 900	47, 587	7, 127	15, 883
道路	既存更新分	100, 778	18, 375	14, 416	45, 934	96, 444	55, 189
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
橋りょう	既存更新分	0	0	0	4, 625	18, 414	4, 608
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
トンネル	既存更新分	0	0	1, 209	0	0	242
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
公園	既存更新分	0	0	1, 155	0	4, 387	1, 108
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
上水道	既存更新分	102, 218	97, 041	90, 221	32, 654	371, 409	138, 709
	新規整備分	53, 099	576, 450	1, 623, 573	668, 142		584, 253
	用地取得分	0		968			194
下水道	既存更新分	24, 402	53, 550	13, 125	74, 812	49, 559	43, 090
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
情報通信	既存更新分	0	0	0	0	30, 132	31, 026 (※)
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0

既存更新分とは、既存の公共施設の建替え及び改修、道路の舗装の打換え、下水管の更新等既存の公共施設等を更新等するための普通建設事業費です。

新規整備分とは、公共施設の新設、道路及び下水管の新規区間の整備等新規の公共施設等を整備するための普通建設事業費です。

用地取得分とは、公共施設等の建設等のために用地を取得するための費用です。

注：情報通信の既存更新分の平均額には、平成29年度更新予定の工事金額(250,000千円)の耐用年数10年の平均額を加算することとします。

5) 将来費用のまとめ

公共施設等の更新費用をまとめたものが、下表です。

公共施設等全体の将来費用は、今後 30 年間の更新費用総額約 266.82 億円が必要であり、年平均額は約 8.89 億円となります。

■公共施設等の将来費用総額

項目			将来費用		過去 5 年間の 普通建設事業費	
区分	大分類	項目	30 年間総額 (億円)	年平均額 (億円/年)	既存更新分 平均額 (億円/年)	全平均額※ (億円/年)
建築物	建築物		196.51	6.55	1.94	3.35
インフラ	道路		15.18	0.51	0.55	0.55
	橋りょう		3.32	0.11	0.05	0.05
	公園	公園施設	0.65	0.02	0.01	0.01
	上水道	浄水施設	5.82	—	—	—
		簡易水道	25.64	—	—	—
		計	31.46	1.05	1.39	7.23
	下水道	生活排水	11.30	0.38	0.43	0.43
	情報通信	光ケーブル	8.40	0.28	0.28	0.31
計			70.31	2.34	2.71	8.58
合計			266.82	8.89	4.64	11.93

※全平均額は、既存更新分と新規整備分、用地取得分の全ての普通建設事業による平均額です。

建築物の将来費用の年平均額 6.55 億円/年に対して、過去 5 年間の既存更新分平均額 1.94 億円/年を継続できたと想定した場合、4.61 億円/年不足することになります。また、今後新規整備を行わず全平均額 3.35 億円/年を投入できたと想定した場合でも、3.20 億円/年不足することになります。

インフラの将来費用の年平均額計 2.34 億円/年に対して、過去 5 年間の既存更新分平均額 2.71 億円/年あり、0.37 億円/年余裕があります。また、今後新規整備を行わず全平均額 8.55 億円/年を投入できたと想定すると余裕がありますが、上水道や下水道には大規模設備の更新が必要となることが予想されます。

この試算結果から、過去 5 年間の普通建設事業費はインフラが建築物より大きく、将来費用は建築物がインフラより多く必要としていることが分かります。

3 課題のまとめ

1) 地域の課題

(1) 土地利用の制約

本村の大部分が国立公園と森林生態系保護区域に指定されており、区域内の開発行為が厳しく制限されています。

また、防災に関しては、津波浸水想定区域が海岸部に、土砂災害危険箇所が山地部に指定されており、新規開発の可能な場所が少ない状況にあります。

したがって、既存の施設の建替えを行う際には、限られた利用できる土地の有効活用として複合化などを検討する必要があります。

(2) 人口動向

本村は年齢階層別人口の推移から、高齢化が進むことが予測されます。また、将来人口推計から人口が平成 32 年以降は人口減少に転じ、平成 72 年には 2,177 人まで減少することが見込まれています。

一方、将来展望としてこのまま人口が増えて平成 72 年には 2,847 人へ増加することも試算されています。

したがって、昨今の人口増加と将来的な人口減少の両方を見据え、その時々的情勢に合わせて柔軟に対応することが求められます。

(3) 財政状況

本村の歳入は、その約 70%が依存財源であり、国や都の財政が逼迫していることを踏まえると、将来的に減少することが想定されます。また、自主財源についても、今後の人口減少に伴い減少することが想定されます。

本村の歳出は、現在は大きな課題は見られませんが、今後高齢化に伴う扶助費の増加が想定されます。

したがって、将来の歳入額の減少を見据えて歳出額の抑制を図る必要があります。

2) 公共施設等の課題

本村の生活圏は、父島と母島に分かれており、それぞれに必要な提供するため、同種のサービスを 2 箇所で開催する必要があります。

(1) 建築物

① 老朽化と耐震化の状況

老朽化の状況は、父島・母島ともに建築後 30 年以上を経過した施設が現在約 40%弱あり、今後 10 年間で約 60%程度まで増加します。

耐震化の状況は、新耐震基準に未対応の施設が、父島に 8.5%、母島に 22.3%あり、市民文化系施設や住宅施設、供給処理施設が含まれています。

今後も継続して利用者の安全や公共サービス提供を確保するためには、大規模改修や建替えなどの老朽化対策を行い、利用者の安全確保に努める必要があります。

② 津波浸水想定区域の公共施設

父島では住宅施設や供給処理施設、行政系施設が、母島では住宅施設や学校教育系施設、行政系施設が津波浸水想定区域にあります。

日常的に村民が利用する施設や市民生活に係る施設が多いことから、高台などの安全な場所への移転を検討する必要があります。ただし、本村の土地利用には厳しい制約があり、十分な検討が必要です。

③ 施設保有量の削減可能性

本村は、村民の生活拠点が父島と母島の2つの島に分かれており、両島で同等の公共サービス水準を確保する必要があります。そのため、本村では、行政系施設、学校教育系施設、医療施設等の村民の生活に必要な不可欠な施設を複数保有しており、その数量を削減することは極めて難しいという事情があります。

(2) インフラ

道路、橋りょう、トンネル、公園、上水道、下水道、情報通信のインフラは、各島で生活するために欠かせない公共施設です。この保有量や延長が大きいこと、部分的な不具合が全体の機能不全へ発展する危険性、橋りょうやトンネルなどの古さなどから、今後も確実に安全に使用し続けるため、効率的かつ効果的な維持管理が重要となります。

3) 将来費用の見通し

建築物の将来費用の年平均額は、既存更新分平均額の約3.4倍に相当し、全平均額でも約2.0倍と大幅に不足しています。

インフラの将来費用の年平均額は、既存更新分平均額の約0.9倍に相当しています。全平均額では約0.3倍となっていますが、これは村民生活を守るための投資を行った結果であり、このように投資を続けることは財政的に厳しい状況です。

そのため、全公共施設の将来費用年平均額に対する既存更新分平均額の比率が約1.9倍という現状を考慮し、全公共施設を対象とした効率的な維持管理と更新計画の検討が必要となります。

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 基本方針

1) 基本原則

地域や公共施設等の課題及び将来費用の見通しに対応するため、公共施設等を適切に維持管理、更新し、今後も必要な公共サービスを効率的に提供することが求められます。

そのため、安全で安心な公共サービスの提供を継続し、必要な公共サービスを最適な方法で提供していくための原則を以下に掲げます。

原則1

遠隔離島という特性を踏まえた、災害時の行政機能強化

＜基本方針＞

- (1) 安全確保の実施方針
- (2) 耐震化の実施方針
- (3) 津波対策の実施方針

遠隔離島である本村は、地震や津波、土砂災害に対する村民の安全を確保するため、災害に耐える行政機能を確保することが必要不可欠です。特に、本村の公共施設の抱える課題として、村役場をはじめその多くが津波浸水想定区域内に立地していることが挙げられます。

そのため、既存施設の耐震化や津波対策を実施するほか、津波浸水想定区域内に立地している施設の高台移転など、災害時を視野に入れた公共施設の配置や機能の適正化を図ります。

原則2

様々な制約条件を踏まえた、柔軟なサービス提供が可能な施設への見直し

＜基本方針＞

- (4) 公共サービスの適正化の推進方針
- (5) 長寿命化の実施方針
- (6) 点検・診断等の実施方針
- (7) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

近年、本村の人口は増加傾向にあり、一部の施設で、需要に対して供給が追いついていないという状況が見受けられます。しかし、現在は増加傾向にある人口も、将来的には減少に転じることが予測されています。

また、本村は主に父島と母島の2つの島から成り立っており、それぞれの島で同水準の公共サービスを提供しなければなりません。加えて利用できる土地が少なく、新たな施設を整備するための土地を確保することが困難な状況にあります。

そのため、既存施設の建替えを行う際には、将来的な人口動向の変化や施設供給に関する物理的制約、財政的制約等を踏まえながら、近隣施設との複合化の検討や、将来的に他の用途に転換することを見据えた設計を行うなど、建物に捉われない柔軟なサービス提供を目指します。

2) 基本方針

(1) 安全確保の実施方針

老朽化の進行に伴い安全性が確保できない施設については、利用状況や重要性等を判断し、使用停止や用途廃止等の措置を行います。ただし、公共サービスの提供を継続するため、必要なサービスを他の施設へ移転することや代替機能により提供できるように努めます。

なお、用途廃止する施設が津波浸水想定区域外の土地にある場合、他の施設の移転先として有効活用を図ります。

(2) 耐震化の実施方針

耐震化が完了していない施設については、サービスの重要度や将来計画を考慮して対策の優先順位を検討した上で、耐震化を進めていきます。

特に、村民生活に直接的な影響を与える施設については、早急に耐震化を進めていきます。

(3) 津波対策の実施方針

津波浸水想定区域の施設は、津波への対策を進めるため、津波浸水想定区域外にある公共施設の余裕スペース等の有効活用を図ります。また、対策を実施する際には、地域拠点施設としての複合化等の整備について検討していきます。

なお、早期の対応が必要と判断される場合は、安全を重視して村保有施設以外も活用したサービス提供も検討していきます。

(4) 公共サービス適正化の実施方針

今後も適切に公共サービスを提供していくため、人口減少や村民ニーズを把握し、必要なサービスを十分に精査した上で、そのサービスの質や量、提供場所、提供方法について、あらゆる視点から検討し、公共サービスの適正化を推進していきます。

そのためには、本村は父島と母島で同水準の公共サービスを提供しなければならないという特徴を踏まえ、村全体ではなく、それぞれの島において公共サービスの適正化を検討することに留意します。

なお、検討の際には、建物とサービスを個別に考え、複数のサービスを複合したり、同じスペースを多用途で活用できるような施設に建替えたり、村保有施設以外の施設と連携するなど、当初の設置目的に縛られずその時々の方々の状況を踏まえて最適な公共サービス提供のあり方を追求していきます。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化を行うことにより長期的なコスト削減が可能な施設については、予防保全の考え方にに基づき、点検結果による修繕や改修を計画的に実施することで、公共施設を長期間使用していきます。

なお、長寿命化の改修及び施設の建替えを行う際には、新技術の導入、省エネルギー化や太陽光発電といった再生可能エネルギーの導入を積極的に検討し、維持管理費用の抑制を行うほか、バリアフリー化により誰もが利用しやすい施設とします。また、将来ニーズの変化による用途変更にも対応できるよう、設備や仕様の変更が容易な構造を検討します。

(6) 点検・診断等の実施方針

公共施設は村の資産であり、これからも大事に使うことに心がけ安全に使用し続けるため、法律で定められた法定点検だけでなく、施設管理者が日常的な点検を実施することで、不具合を早期に発見し、事故の防止や修繕に役立てていきます。

また、施設利用者や村民から公共施設の不具合や故障に関する情報を直接収集する体制を構築することで、より効果的・効率的な点検に努めます。

なお、これらの点検結果は、維持管理業務の効率化や維持管理費用の抑制へ向けた取り組みを推進するため、情報の一元化を行い、庁内で活用していきます。

(7) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の結果を基に、維持管理業務を効果的に実施し、計画的な修繕や更新を進め、維持管理費用の抑制や平準化を行います。

また、公共サービスの質の向上とコストの適正化を図るため、指定管理者制度や民間ノウハウの活用を推進していきます。

2 目指す姿（目標）

災害に強い公共施設が
整備されている



建物の増加ではなく、土地
の有効活用が図られている



現在の公共サービス水準が
維持されている



**将来世代に負担を残すことなく、
島での安心、安全、快適な生活を支える基盤を整える**

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建築物

1) 市民文化系施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
村民施設	1	扇浦交流センター	父島	272.00	7,802.00	単独	H6.4.1
	2	奥村交流センター	父島	722.57	2,855.65	単独	H26.3.20
	3	村民会館	母島	492.66	2,162.72	複合	S50.4.1

② 現状

- 扇浦交流センターは、建築から20年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 奥村交流センターは、建築が平成26年度と比較的新しい施設であるため、建物の老朽化、設備の経年劣化は見られません。
- 村民会館は、建築から40年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 村民会館には、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会を管理運営者として指定しています。
- どの施設も利用率が非常に高く、貸室の利用予約が取りづらいという問題が起きています（特にイベント開催直前）。

③ 課題

- 村民施設は、需要が高いため、利用者の安全確保が求められます。

④ 今後の方向性

- 扇浦交流センター及び村民会館は、建物の老朽化が進んでいることから、利用者の安全を確保するため、建替えを計画していきます。建替えにあたっては、利用状況を踏まえた施設規模を検討するほか、災害時における避難所としての機能を確保するため、村民会館については高台への移転も検討します。
- 奥村交流センターは、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

2) 社会教育系施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
郷土資料施設	4	ローズ記念館	母島	90.55	327.63	単独	S61.4.1

② 現状

- ローズ記念館は、建築から 30 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 建物本体と村道を挟んだ石切り場が一体として都指定文化財に指定されています。
- 母島への観光客と施設利用者が比例しており、一定の需要があると言えます。
- 指定管理者制度を導入しており、一般社団法人小笠原母島観光協会を管理運営者として指定しています。
- 屋根（オガサワラビロウの葉によるシュロ）の葺き替えを計画していますが、改修には専門的な技術が必要なため、実施方法も含めて検討しています。

③ 課題

- ローズ記念館は、都指定文化財として長期にわたって保存していくため、技術的検討を行う必要があります。

④ 今後の方向性

- ローズ記念館は、建物の老朽化が進んでいることから、利用者の安全を確保するため、改修を計画していきます。
- 改修にあたっては、屋根の取り扱いに専門技術が必要であること、都指定文化財であり現状変更には様々な制約があることに留意します。

3) スポーツ・レクリエーション系施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
観光施設	5	小笠原村商工観光会館(B-しゅぶ)	父島	369.53	703.37	単独	H7.4.1
	6	扇浦レストハウス	父島	77.76	629.98	単独	S62.4.1
	7	小港レストハウス	父島	19.44	10,412.18	単独	S63.4.1
	8	元地休憩施設	母島	61.56	184.03	単独	S63.4.1
体育施設	9	奥村運動場	父島	255.77	17,452.75	併設	S63.4.1
	10	評議平運動場	母島	139.00	17,253.38	併設	H3.4.1

② 現状

《観光施設》

- 小笠原村商工観光会館（B-しゅぶ）は、建築から 20 年以上経過しており、雨漏りが発生したため、補修工事を行いました。また、経年による建物の老朽化と電気設備に劣化が見られます。
- 小笠原村商工観光会館（B-しゅぶ）は、会議室の利用率が高く、加えて、事務所部分、会議室ともに手狭になっています。
- 扇浦レストハウスは、建築から 30 年近く経過しており、柱・梁等にクラックが生じ補修工事を行いました。また、経年による建物の老朽化と電気設備に劣化が見られます。
- 小港レストハウスは、民間事業者による時期を限定した運営を続けてきましたが、現在は稼動していません。
- 元地休憩施設は建築から 30 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。特に、柱にクラックが生じており、早急な対応が求められています。
- 扇浦レストハウス及び元地休憩施設は、海岸沿いに設置されており、海水浴客等から一定の需要があります。

《体育施設》

- 奥村運動場（管理棟）は、建築から 30 年近く経過しており、強風雨時に雨漏りが発生するなど、建物の老朽化が進んでいます。
- 評議平運動場（管理棟）は、建築から 30 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 村民の運動志向は高く、奥村運動場は管理棟も含めて利用率が高くなっています。
- 奥村運動場は、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会を管理運営者として指定しています。

③ 課題

《観光施設》

- 小笠原村商工観光会館（Ｂ-しゅぷ）は、建替え及び規模の拡大が求められますが、同じ敷地内に村営バス営業所があることに留意する必要があります。
- 扇浦レストハウス及び元地休憩施設は、建物の劣化部分への早急な対応が求められます。
- 小港レストハウスは、今後の方向性について検討する必要があります。

《体育施設》

- 体育施設は、建物及び設備の老朽化への早急な対応が求められます。

④ 今後の方向性

《観光施設》

- 小笠原村商工観光会館（Ｂ-しゅぷ）は、建物の老朽化が進んでいることから、利用者の利便性の向上のため建替えを計画していきます。建替えにあたっては、利用状況を踏まえた施設規模での建替え及び、隣接する村営バス営業所との複合を検討します。
- 扇浦レストハウス及び元地休憩施設は、建物の老朽化が進んでいますが、構造が簡易なため、建替えは行わず、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。特に、元地休憩施設については、柱のヒビの補修を早急に実施します。
- 小港レストハウスは、平成 26 年度以降使用されておらず、今後も使用される見込みがないことから、施設としては廃止とし、建物は時期を見て解体します。

《体育施設》

- 体育施設は、建物及び設備の老朽化が進んでいますが、適宜、必要な維持管理を実施しながら継続使用に努めます。

4) 産業系施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
産業施設	11	海洋センター	父島	290.16	1,087.00	単独	S56.10.15
	12	三日月山陶芸小屋	父島	19.87	4,090.86	単独	S57.4.1
	13	亀解体場	父島	35.15	566.90	単独	S60.3.31
	14	母島特産品開発普及センター	母島	279.24	2,511.05	単独	H4.4.1
公共交通関連施設	15	村営バス営業所	父島	34.60	703.37	単独	H13.4.1
	16	村営バス車庫	父島	139.36	576.38	単独	H13.4.1

② 現状

《産業施設》

- 海洋センターは、建築から 40 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいるほか、トイレが狭いという課題があります。
- 海洋センターは、小笠原諸島の生物・海洋資源について学習できる施設として、観光客から一定の需要があります。
- 三日月山陶芸小屋は、現在稼動していません。
- 亀解体場は、建築から 40 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいるほか、水道設備の劣化が見られます。
- 亀解体場は、利用される時期が限られていますが、毎年一定数の利用があります。
- 母島特産品開発普及センターは、建築から 30 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいるほか、生産ラインの機械設備の劣化が見られます。
- 母島特産品開発普及センターで生産されているラム酒は、近年売上が伸びてきています。

《公共交通関連施設》

- 村営バス営業所は、建築から 20 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。また、電気設備に劣化が見られます。
- 村営バス車庫は、建築から 20 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。また、他の施設よりも階高が高いため屋根の維持管理に労力がかかるという課題があります。
- 村営バスは、小中学生の通学にも使われており、一定の需要があります。

③ 課題

《産業施設》

- 海洋センターは、一定の需要があるため、建物の老朽化対策など、利用者の安全確保が求められます。
- 母島特産品開発普及センターは、現状の生産体制確保のため、施設及び設備の稼動に支障が出る前に適切な措置を講ずる必要があります。
- その他の施設は、利用状況を踏まえて今後の方向性について検討する必要があります。

《公共交通関連施設》

- 公共交通関連施設は、一定の需要があるため、村営バスの運行に支障が出る前に適切な措置を講ずる必要があります。

④ 今後の方向性

《産業施設》

- 海洋センター及び母島特産品開発普及センターは、建物の老朽化が進んでいることから、サービス維持のため、建替えを計画していきます。
- 三日月山陶芸小屋は、現在稼動していないことから、時期を見て建物を解体します。
- 亀解体場は、建物の老朽化が進んでいますが、需要が限られていること、構造が簡易であることから建替えは行わず、適切な補修を実施しながら現状維持に努めます。

《公共交通関連施設》

- 村営バス営業所は、建物の老朽化が進んでいることから、サービス維持のため、建替えを計画していきます。また、建替え時に隣接する小笠原村産業文化会館（B-しゅぶ）との複合化も検討します。

5) 学校教育系施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
教育施設	17	小笠原小学校	父島	1,471.93	19,959.05	併設	S48.4.1
	18	小笠原中学校	父島	2,396.95	(No.17 と複合)	併設	S48.4.1
	19	母島小中学校	母島	3,269.49	11,110.28	併設	H17.4.1

① 現状

- 小笠原小学校及び小笠原中学校は、建築から 40 年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。なお、平成 25 年度に耐震化工事を実施したため、耐震性は確保されています。
- 小笠原小学校及び小笠原中学校は、グラウンド、プールが津波浸水想定区域内に立地しています。
- 母島小中学校は、校舎、体育館、グラウンド、プールが津波浸水想定区域内に立地しています。
- 母島小中学校は、建築が平成 17 年度と比較的新しい施設であるため、建物本体の老朽化は見られません。
- 夜間、休日は、児童以外による体育館やグラウンド、音楽室などの利用があります。
- 父島では年々子どもの数が増加しており教室が手狭になっています。また、特別支援学級の開設等により教室数が不足しています。この傾向は今後さらに顕著になることが見込まれています。

② 課題

- 教育施設は、経常的に利用があることから、建物の老朽化や災害対策など児童・生徒の安全確保が求められるため、利用者の避難方法や避難経路の確保等に留意した施設管理の方策を検討する必要があります。
- 新しい教育手法の導入や特別支援教育に対応するため、教室数を確保する必要があります。
- また、将来的な人口動向の変化に柔軟に対応する必要があります。

③ 今後の方向性

- 小笠原小学校及び小笠原中学校は、建物の老朽化が進んでいることから、建替えを行います。建替えにあたっては、将来の児童数を踏まえた施設規模での建替えを検討するほか、一部建物の高台への移転など、津波避難所としての機能強化を検討します。
- 母島小中学校は、建物の築年数が新しいため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。津波対策としては、避難方法・経路を周知徹底することなどにより、児童・生徒の安全確保を図ります。
- 小中学校の建替えを検討する際には、当面は児童数の増加が見込まれますが、将来的には減少することが想定されるため、人口動向の変化に柔軟に対応できるような施設とすることに留意します。

6) 子育て支援施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
保育園	20	父島保育園	父島	413.44	2,304.75	併設	S53.4.1
	21	母島保育園	母島	80.00	(No.3と複合)	複合	S50.4.1

② 現状

- 両施設とも、建築から40年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 父島保育園は、津波浸水想定区域内に立地しており、また、背後にある急斜面への対策及び定員(60人)を上回る数の児童を受け入れていることへの対応が求められています。
- 母島保育園は、津波の被害を受けない高台に建替えが決定していますが、移転予定地周辺の急斜面对策が課題となっています。
- 母島保育園の児童数は、近年では18～25人程度で推移しており、現時点では児童数が定員を上回る見込みはありません。

③ 課題

- 子育て支援施設は、経常的に利用があるため、建物の老朽化や施設の背後にある急斜面への対策など、児童の安全確保が求められます。

④ 今後の方向性

- 父島保育園は、建物の老朽化が進んでいることから、建替えを計画していきます。建替えにあたっては、現在及び将来の児童数を踏まえた施設規模での建替え及び地域福祉センターの認可外保育施設との統合を検討します。また、津波浸水対策、背後にある急斜面については、東京都と調整しながら急傾斜地対策を検討していきます。
- 母島保育園は、現在検討されているとおり、高台への移転、建替えを計画していきます。建替えにあたっては、併設されている村民会館も同時に移転するか現在地での建替えを行うかについても併せて検討します。

7) 保健・福祉系施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
福祉施設	22	地域福祉センター	父島	2,062.13	4,733.22	併設	H11.4.1
	23	地域交流施設(フラットハウス)	父島	164.28	959.57	単独	S44.9.1
	24	有料老人ホーム「太陽の郷」	父島	918.66	(No.26と複合)	複合	H22.4.1
	25	母島高齢者在宅サービスセンター	母島	238.65	1,082.84	単独	H24.4.1

② 現状

- 地域福祉センターは、建築から20年近く経過していますが、建物の老朽化に伴う支障は見られません。一方、認可外保育施設のスペース拡張に伴う高齢者福祉用のスペースの縮小が課題となっています。
- 地域福祉センターには、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会を管理運営者として指定しています。
- 地域交流施設(フラットハウス)は、民宿だった建物を村が譲り受け、管理運営を行っている施設で、建築から50年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 地域福祉センター及び地域交流施設(フラットハウス)は、貸室を中心に利用率が高くなっています。
- 有料老人ホーム「太陽の郷」は、建築が平成22年度と比較的新しい施設であるため、建物の老朽化は見られません。
- 母島高齢者在宅サービスセンターは、建築が平成24年度と比較的新しい施設であるため、建物の老朽化は見られませんが、機械浴設備が無いという課題があります。
- 有料老人ホーム「太陽の郷」及び母島高齢者在宅サービスセンターは、高齢化に伴う利用者の増加が見込まれます。

③ 課題

- 福祉施設は、一定の需要があるため、建物の老朽化対策など、利用者の安全確保が求められます。
- 地域交流施設(フラットハウス)は、今後の方向性について検討する必要があります。
- 有料老人ホーム「太陽の郷」及び母島高齢者在宅サービスセンターは、将来的な人口動向の変化に柔軟に対応する必要があります。

④ 今後の方向性

- 地域福祉センターは、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。認可外保育施設については、父島保育園とのを検討します。
- 地域交流施設(フラットハウス)は、利用方法等に関する方向性が定まっていないため、村民の文化交流の拠点として位置づけることを念頭に、施設のあり方を検討します。
- 有料老人ホーム「太陽の郷」は、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。今後予想される入所希望者の増加への対応策としては、増築だけでなく、要介護度が軽度な利用者の在宅介護への切り換えを検討します。
- 母島高齢者在宅サービスセンターは、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

8) 医療施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
診療施設	26	父島診療所	父島	1,350.30	9,288.24	複合	H22.4.1
	27	旧父島診療所(自家発電機室)	父島	691.59	1,770.72	単独	S53.4.1
	28	母島診療所	母島	803.32	3,063.60	併設	H6.4.1

② 現状

- 父島診療所は、建築が平成 22 年度と比較的新しい施設であるため、建物の老朽化は見られませんが、水道設備に支障が見られます。
- 旧父島診療所(自家発電機室)は、建築から 40 年近く経過していますが、平成 22 年度に大規模改修を行っているため、稼動にあたって大きな支障は見られません。また、一部の古い発電機に経年による劣化が見られます。
- 母島診療所は、建築から 20 年以上経過していますが、建物の老朽化に伴う支障は見られません。
- 父島診療所及び母島診療所は、利用者の増加に伴う診察待ち時間の増加が見られます。
- 旧父島診療所(自家発電機室)は、日常的な人の出入りはありません。

③ 課題

- 診療施設は、経常的に利用があるため、施設の稼動に支障が出る前に適切な措置を講ずる必要があります。
- 診察待ち時間の増加について、早急な対応が求められます。また、将来的な人口動向の変化に柔軟に対応する必要があります。

④ 今後の方向性

- 父島診療所は、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。待ち時間の増加への対応策としては、ソフト面での対策を検討していきます。
- 旧父島診療所(自家発電機室)は、人の出入りがほとんどないことから、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。一部の古い発電機の劣化への対応策としては、新たな発電機の導入を検討します。
- 母島診療所は、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

9) 行政系施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
庁舎施設	29	小笠原村役場	父島	1,757.62	2,428.64	併設	S59.4.1
	30	小笠原村情報センター	父島	246.90	8,549.96	単独	S47.4.1
	31	母島支所庁舎	母島	716.86	1,374.92	単独	H7.4.1
	32	防災備蓄倉庫(扇浦交流センター)	父島	14.40	(No.1 と複合)	単独	H10.3.1
	33	防災備蓄倉庫(奥村交流センター)	父島	14.40	(No.2 と複合)	単独	H21.2.1
消防・防災施設	34	防災備蓄倉庫(中学校)	父島	43.20	(No.18 と複合)	併設	H12.3.1
	35	旧父島診療所 CT 棟(防災倉庫)	父島	47.78	(No.27 と複合)	単独	H15.3.1
	36	防災備蓄倉庫(情報センター内)	父島	8.91	(No.30 と複合)	単独	H23.3.1
	37	清瀬消防車庫	父島	50.00	163.15	単独	H7.4.1
	38	診療所前消防車庫	父島	49.98	319.12	単独	H24.4.1
	39	防災備蓄倉庫(高校)	父島	28.80	(都施設と複合)	併設	H14.3.1
	40	三日月山中継局	父島	8.05	107.21	単独	H19.4.1
	41	防災備蓄倉庫(評議平運動場)	母島	8.91	(No.10 と複合)	単独	H28.8.1
	42	防災備蓄倉庫(母島診療所 1)	母島	17.82	(No.28 と複合)	併設	H20.5.1
	43	消防車庫	母島	40.00	120.00	単独	H3.4.1
	44	母島ヘリポート管理小屋	母島	9.00	11,043.00	単独	H14.4.1
	45	中ノ平中継局	母島	61.74	7,856.00	単独	H19.4.1

② 現状

《庁舎施設》

○庁舎施設は、全ての施設で建築から 20～40 年以上経過しており、防災備蓄倉庫以外の施設で建物の老朽化が進んでいますが、老朽化に伴う支障は見られません。

○小笠原村役場及び母島支所は津波浸水想定区域に立地しており、小笠原村役場は老朽化が進んでいます。

《消防・防災施設》

○消防・防災施設は、ほとんどの施設で建築から 20 年も経過しておらず、建物の老朽化は進んでいません。

○消防車庫(母島)は、唯一建築から 20 年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。また、津波浸水想定区域内に立地しています。

③ 課題

《庁舎施設》

○小笠原村役場の老朽化及び災害時の機能確保について、早急な対応が求められます。

《消防・防災施設》

○消防車庫(母島)の老朽化及び災害時の機能確保について、早急な対応が求められます。

④ 今後の方向性

《庁舎施設》

○小笠原村役場は、建物の老朽化が進んでいること、他の施設と比べて利用者が多いことを踏まえ、建替えを計画して行きます。建替えにあたっては、津波浸水想定区域を考慮し、高台への移転を検討するとともに、他の公共施設との複合化も検討します。

○小笠原村役場以外の庁舎施設は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

《消防・防災施設》

○消防車庫（母島）は、建物の老朽化が進んでいることから、建替えを計画していきます。建替えにあたっては、津波浸水想定区域を考慮し、高台への移転を検討します。

○消防車庫以外の消防・防災施設は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

10) 住宅施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
村民住宅施設	46	村営住宅 1 号棟(一時宿泊所)	父島	171.86	420.39	単独	S60.6.1
	47	村営住宅 2 号棟(硫黄島一時宿泊所)	父島	299.88	485.74	単独	S61.4.1
医師住宅施設	48	奥村医師住宅A号棟	父島	79.61	355.16	単独	S53.4.1
	49	奥村医師住宅B号棟	父島	79.61	355.16	単独	S53.4.1
	50	奥村医師住宅C号棟	父島	97.64	423.84	単独	S62.4.1
	51	医師住宅	母島	100.84	302.59	単独	S61.4.1
	52	歯科医師住宅	母島	163.02	190.76	単独	H8.4.1
厚生施設	53	清瀬職住 9 号棟(都)	父島			単独	S44.4.1
	54	清瀬職住 3 号棟	父島	310.72	1,053.03	単独	S45.4.1
	55	清瀬職住 8 号棟	父島	763.50	2,531.06	単独	S57.4.1
	56	清瀬職住 10 号棟(看護師住宅)	父島	454.73	1,516.26	単独	H22.4.1
	57	奥村職住 3 号棟	父島	280.6	399.44	単独	S62.8.1
	58	奥村職住 4 号棟	父島	280.6	383.68	単独	S63.6.1
	59	奥村職住 5 号棟	父島	346.95	353.54	単独	H3.3.1
	60	奥村職住 6 号棟	父島	313.02	422.56	単独	H5.4.1
	61	奥村職住 20 号棟(都)	父島			単独	S44.4.1
	62	奥村職住 21 号棟(都)	父島			単独	S44.4.1
	63	宮之浜道職住	父島	147.42	332.61	単独	H1.11.1
	64	西町職住	父島	154.22	216.19	単独	H4.4.1
	65	三日月荘	父島	818.00	1,931.75	単独	S47.7.1
	66	三日月山職住	父島	541.12	1,850.47	単独	H23.12.1
	67	沖村職住 4 号棟	母島	192.62	293.45	単独	S48.3.31
	68	沖村職住 7 号棟	母島	246.93	621.80	単独	S55.4.1
	69	沖村職住 8 号棟	母島	176.59	1,237.11	単独	S55.4.1
	70	沖村職住 9 号棟	母島	143.66	203.44	単独	S59.7.20
	71	沖村職住 10 号棟	母島	136.38	137.09	単独	S60.3.8
	72	沖村職住 11 号棟	母島	194.94	180.91	単独	H3.4.1
	73	沖村職住 12 号棟	母島	135.00	219.41	単独	H6.3.1

② 現状

《村民住宅施設》

- 全ての施設で建築から 30 年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。適宜補修工事を実施しており、居住にあたって大きな支障は見られません。
- 村営住宅は、帰島者や硫黄島民のための一時宿泊所として設置されましたが、現在は一般的な公営住宅としての機能を果たしています。利用率は非常に高くなっていますが、現在新たな入居者の募集は行っていません。

《医師住宅施設》

- 全ての施設で建築から 20～40 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。適宜補修工事を実施しており、居住にあたって大きな支障は見られません。
- 戸数が逼迫しており、研修医も含め医師を増員できない状態が続いています。

《厚生施設》

- ほとんどの施設が建築から 20～50 年近く経過し、建物の老朽化が進んでいます。適宜補修工事を実施しており、居住にあたって大きな支障は見られません。
- 建築から 10 年も経っていない清瀬職住 10 号棟（看護師住宅）及び三日月山職住は、比較的新しい施設であるため、建物の老朽化は見られません。
- 戸数が逼迫しており、東京都の施設の一部を代替的に利用している状態が続いています。

③ 課題

《村民住宅施設》

- 本来の設置目的等を踏まえ、今後の方向性について検討する必要があります。

《医師住宅施設》

- 高齢化に伴う医療需要の増加を踏まえると、医師の増員に向けた戸数確保のための方策を検討する必要があります。

《厚生施設》

- 将来的な役場職員の増員を見据え、戸数確保のための方策を検討する必要があります。

④ 今後の方向性

《村民住宅施設》

- 村民住宅施設は、本来の設置目的と異なる目的で利用されていることから、新たな入居者の募集は行わず、サービスの縮小を行います。その際、代替的な対応として、現在の敷地を活用した宅地の分譲事業による持ち家への移行促進などを検討します。

《医師住宅施設》

- 医師住宅施設は、建物の老朽化が進んでいることから、建替えを行います。建替えにあたっては、高齢化に伴う医療需要の増加を見据え、集合住宅化等による戸数の増加を検討します。

《厚生施設》

- 厚生施設（職員住宅）は、清瀬職住 10 号棟（看護師住宅）及び三日月山職住を除き、建物の老朽化が進んでいることから、順次建替えを計画していきます。
- 清瀬職住 10 号棟（看護師住宅）及び三日月山職住は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。
- 都の施設の方向性については、都と協議の上で決定していきます。

1 1) 供給処理施設

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
し尿処理施設	74	父島し尿処理場	父島	1,308.97	1,750.70	併設	H13.4.1
	75	清瀬中継ポンプ所	父島	49.18	129.31	単独	S48.4.1
	76	大村中継ポンプ所	父島	49.18	112.36	単独	S48.4.1
	77	奥村中継ポンプ所	父島	15.14	150.00	単独	S47.4.1
	78	母島し尿処理場	母島	524.88	3,953.00	併設	S54.4.1
	79	母島中継ポンプ所	母島	357.97	336.75	単独	S54.4.1
清掃施設	80	父島クリーンセンター	父島	1,023.70	6,142.41	併設	H11.2.1
	81	父島埋立処分場	父島	179.57	2,3271.88	単独	H13.3.1
	82	母島リレーセンター	母島	508.50	7,810.00	併設	H15.3.1

② 現状

《し尿処理施設》

○し尿処理施設は、ほとんどの施設で建築から 40 年以上経過し、母島し尿処理施設の外壁にコンクリートの剥落が発生するなど、建物の老朽化が進んでいますが、稼動にあたって大きな支障は見られません。

○いずれの施設も処理量の不足は見られません。

《清掃施設》

○清掃施設は、全ての施設で建築から 20 年も経過しておらず、建物の老朽化は進んでいません。

○いずれの施設も処理量の不足は見られません。

③ 課題

《し尿処理施設》

○し尿処理施設は、施設の稼動に支障が出る前に適切な措置を講ずる必要があります。

④ 今後の方向性

《し尿処理施設》

○し尿処理施設は、建替えの必要はありませんが、建物の老朽化は進んでいるため、稼動に支障を来さないよう、予防保全の考え方に沿って補修工事を行い適切な維持管理に努めます。

《清掃施設》

○清掃施設は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

1 2) その他

① 対象施設

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 形態	建築時期
火葬場施設	83	父島火葬場	父島	322.64	4,394.52	単独	H19.3.1
	84	母島火葬場	母島	50.45	667.50	単独	S54.4.1
便所	85	便所(父島夜明山便所)	父島	4.15	627.00	単独	H24.3.1
	86	便所(母島北港)	母島	6.50	184.31	単独	H3.4.1
	87	便所(母島東港)	母島	4.41	4,295.89	単独	H13.3.1
	88	便所(母島南崎)	母島	2.57	679	単独	H27.1.1
硫黄島施設	89	硫黄島平和祈念会館	硫黄島	64.00	1,668.00	単独	H14.3.1

② 現状

《火葬場施設》

- 父島火葬場は、建築から 10 年近くしか経過していませんが、海に近いという立地から、建物外部の金属部分を中心に劣化が見られます。
- 母島火葬場は、建築から 40 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 両施設とも一定の需要はありますが、供給量の不足は見られません。

《便所》

- 便所は、一部建築から 20 年以上経過している施設がありますが、建物の老朽化は進んでいません。
- いずれの施設も一定の需要はありますが、供給量の不足は見られません。

《硫黄島施設》

- 硫黄島平和記念会館は、建築から 20 年も経過しておらず、建物の老朽化は進んでいません。
- 硫黄島平和記念会館は、年に数回しか利用することができません。

③ 課題

《火葬場施設》

- 父島火葬場は、施設の稼動に支障が出る前に適切な措置を講ずる必要があります。
- 母島火葬場は、建物及び設備の老朽化への早急な対応が求められます。

④ 今後の方向性

《火葬場施設》

- 父島火葬場は、建物の一部は老朽化が進んでいますが、利用頻度が低いため設備への影響は少ないことから、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。
- 母島火葬場は建物及び設備の劣化が進んでおり、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めるとともに、劣化の進行状況を踏まえて、建て替えを検討します。

《便所》

- 便所は、構造が簡易であることに加え、利用頻度が低いため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

《硫黄島施設》

- 硫黄島平和記念会館は、利用頻度が低いため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

2 インフラ施設

1) 道路

① 現状

- 村内の道路は、村道以外に都道、農道、港湾道路等があり、父島と母島内の主要地域を結んでいます。
- 集落内の道路は、低地が多く津波により冠水する可能性があります。
- 道路には、排水施設や街路灯、ガードレール、及び交通標識等の交通安全施設もあります。

② 課題

- 集落内の道路は、村民だけでなく多くの観光客も利用することから、安全性に加えて景観への配慮も求められています。

③ 今後の方向性

- 維持管理については、道路パトロール等による日常点検を通じて適切な補修及び自然災害による異常の早期発見を行います。
- 集落内の道路については、利用者の安全と景観に配慮した排水性舗装を進めます。

2) 橋りょう

① 現状

- 橋りょうは、父島の9橋、母島の9橋を保有しており、集落内の道路に設置されています。
- 平成26年度の点検では、老朽化や塩害に伴う劣化が確認されています。

② 課題

- 点検結果に基づき、適切な維持管理を行う必要があります。

③ 今後の方向性

- 道路法施行規則に基づく5年を1サイクルとした定期点検等により適切な維持管理に努めます。
- 維持管理手法については、これまでの「損傷が顕著となってから対策を行う」対処療法的な維持管理手法（事後保全型管理）から転換し、「損傷が顕在化する前に対策を行う」予防的な維持管理手法（予防保全型管理）の考え方に沿って対策を進めます。

3) トンネル

① 現状

- トンネルは、父島の2箇所があります。
- 平成27年度の点検では、老朽化に伴う劣化が確認されています。

② 課題

- 経年劣化が進むなかで、安全性を確保した上での経済性や利用状況を踏まえた適切な維持管理が必要です。
- 点検結果に基づき、適切な維持管理を行う必要があります。

③ 今後の方向性

- 道路法施行規則に基づく5年を1サイクルとした定期点検及び毎年の自主点検により、劣化進行速度などの状況把握に努めます。

○点検結果により施工性及び経済性等を考慮した優先順位を決定し、対策を進めます。

4) 公園

① 現状

○公園は、父島の2箇所、母島の1箇所を保有しており、大根山公園には休憩舎があります。

② 課題

○広大な施設であるため、効率的な維持管理方法を検討する必要があります。

③ 今後の方向性

○定期的な維持管理を行うとともに、施設利用者から不具合等に関する情報を収集し、効果的・効率的な維持管理を行います。

5) 上水道

① 現状

○上水道には、浄水場やポンプ場、水道倉庫の浄水施設と送水管や配水管、水源ダムの上水道施設を保有しています。

○水源ダムに貯めた水を浄水場において水道水をつくり、送水管で配水池に送り送水管や配水管を通して、各家庭へ届けています。

② 課題

○継続的にサービスを提供するため、適切な維持管理方法と効率的な運営方法の検討する必要があります。

③ 今後の方向性

○村民の生活を支える基盤施設であるため、稼動に支障を来さないよう、耐震化対策と適切な維持管理を行います。

○コスト縮減を目的に、長寿命化や予防保全の考え方に沿った維持管理についても検討します。

○今後は、東京都水道局管轄への移行を検討します。

6) 下水道

① 現状

○下水道には、生活排水処理のための管路と浄化槽を保有しています。

② 課題

○継続的にサービスを提供するため、適切な維持管理方法と効率的な運営方法の検討する必要があります。

③ 今後の方向性

○村民の生活を支える基盤施設であるため、稼動に支障を来さないよう、耐震化対策と適切な維持管理を行います。

○コスト縮減を目的に、長寿命化や予防保全の考え方に沿った維持管理についても検討します。

○今後は、東京都水道局管轄への移行を検討します。

7) 情報通信（光ケーブル）

① 現状

- 情報通信は、村内の光ケーブル網により各世帯へ整備しています。
- IP 告知システム（父島）、FM 告知放送システム（母島）による防災・災害情報や地域の情報を提供しています。
- 村内光ケーブル網を利用して村民向けにケーブルテレビ及びインターネット接続サービスを提供しています。

② 課題

- 継続的にサービスを提供するために必要な組織体制を検討する必要があります。

③ 今後の方向性

- 村民の利便性の向上及び地域の活性化を図るため、適切な維持管理を行い、快適で安定した情報通信サービス提供に努めます。

第6章 フォローアップの実施方針

1 進行管理

本計画の進行管理に当たっては、30年後の目標像の実現へ向けて、第4次小笠原村総合計画と連携した運用が重要となります。

そのため、総合計画基本計画の5年毎の見直しを行う際に、本計画の進行状況と連携させ、総合計画の見直し結果を受けて本計画を見直すこととします。

また、本計画の見直しに当たっては、村民ニーズや社会情勢の変化へ柔軟に対応するため、各種情報の調査や管理も重要となります。

年度	2014～ H26～	2018～ H31～	2024～ H36～	2029 H41	～ 2043 H55	・	2046～ H58～
総合計画	前期	中期	後期	前期・中期・後期			
	5年毎に見直し		連携	連携	連携	連携	
公共施設等 総合管理計画	計画期間：30年間（H29～H58）						

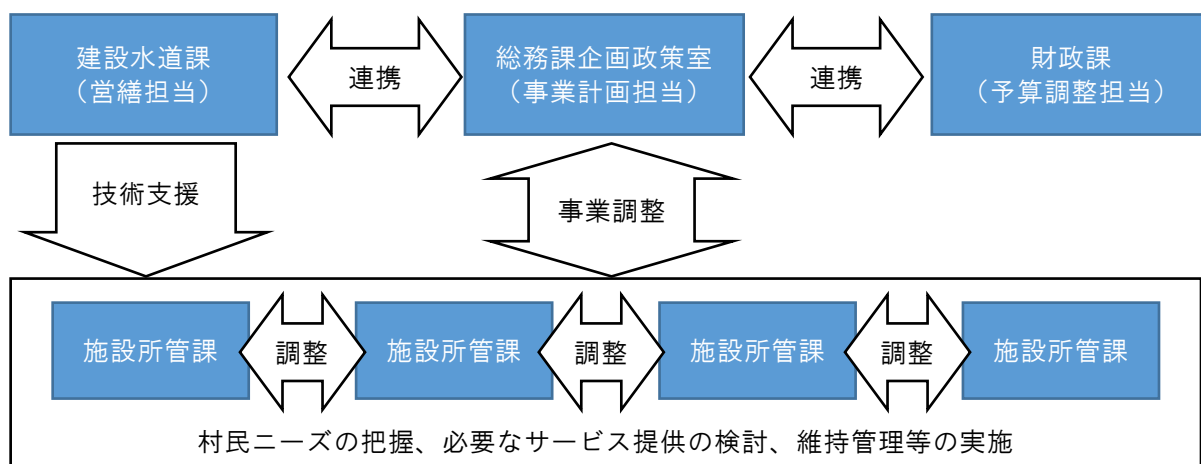
2 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施設を所管する課が独立した体制ではなく、庁内組織が横断的に機能した総合的なマネジメントが重要となります。よって、次の組織の役割を基に密接に連携し、計画を推進していきます。

各施設所管課は、村民ニーズや必要なサービスを把握し、全施設間で調整を図り最適な提供方法を検討します。

建設水道課は営繕担当として、公共施設に関する情報を一元管理し、点検や維持管理手法等について各施設所管課の技術支援を行います。

総務課企画政策室は事業計画担当として、財政課は予算調整担当として、各所管課が計画する事業について総合的な調整を行います。



3 情報管理及び共有方策

1) 情報管理

公共施設の施設情報やサービス情報、点検などの維持管理情報を一元管理し、継続的かつ効率的なマネジメントを行います。さらに、今後公共施設を再配置していくにあたり土地の有効活用を図るため、施設台帳に土地の保有情報や法規制状況等を追加し、公共施設データとともに活用していきます。

また、固定資産台帳システムの情報と連動させることにより、保有資産の適正な活用を図ります。

2) 情報共有

本計画を進める際には、村民ニーズを踏まえ、提供サービスを最適化することが重要であることから、村民に対してアンケート調査やワークショップ等の手法を用い、公共施設のありべき姿を共有していきます。

そのためには、本計画の取組状況について、広報誌やホームページ等を活用して村民へ適切な情報提供を行い、推進への理解を得ることも重要となります。

3) その他の方策

村民生活を守るためには、行政内部だけの取り組みにとどまらず、維持管理における村民協働などの取組体制を構築し、快適なサービス提供を図っていきます。

具体的には、施設利用者や村民から公共施設の不具合や故障に関する情報を直接収集する体制を構築するほか、清掃などの維持管理を地元のボランティアに担ってもらうなどにより、快適なサービス提供の維持を図ります。

□.....□

小笠原村 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発行・編集：小笠原村総務課企画政策室

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL：04998-2-3111

□.....□